

**川辺町第6期介護保険事業計画、
老人福祉計画**

平成27年3月

川 辺 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 第6期計画のポイント	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
(1) 高齢者アンケート調査の実施	5
(2) 行政内部での策定体制の確立	5
(3) 策定委員会の設置	5
第2章 高齢者福祉における現状と課題	6
1 高齢者の現状	6
(1) 人口の推計と推移	6
(2) 高齢単身世帯の推移	8
2 介護保険サービス、要支援・要介護認定者の現状	9
(1) 介護保険の総給付費の推移	9
(2) 要支援・要介護認定者数の推移	10
(3) 在宅における要支援・要介護認定者の状況	11
(4) 施設における要介護認定者の状況	11
3 認知症高齢者の現状	12
(1) 介護度別認知症高齢者数の推移	12
(2) 地区別認知症高齢者数の現状	12
4 アンケート調査結果	13
(1) 調査概要	13
(2) 一般高齢者調査結果	13
(3) 在宅要援護者調査結果	20
(4) 共通設問	25
(5) 日常生活圏域ニーズ調査結果	30
第3章 計画の基本理念と施策の体系	34
1 計画の基本理念	34
2 川辺町における地域包括ケア体制の構築	35
(1) 地域包括ケアの基本的な考え方	35
(2) 地域包括ケア体制構築における重点的取り組み事項	36
3 施策の体系	37
(1) 基本目標	37
(2) 施策体系	38

第4章 分野別施策	39
基本目標1 地域で元気に暮らせるためのまちづくり	39
方針1 介護サービスの提供体制の整備	39
方針2 地域支援事業の推進	46
基本目標2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	53
方針1 地域における支え合いの推進	53
方針2 安心・安全のまちづくり	57
方針3 認知症高齢者への支援	60
基本目標3 いきいきと活躍できるまちづくり	64
方針1 健康づくりの推進	64
方針2 生きがいづくりの推進	67
方針3 安心して暮らせる環境づくり	70
第5章 介護サービスなどの見込み量の算定	73
1 各年度の介護サービス量の見込み	73
(1) 介護サービス量算出の手順の概要	73
(2) 人口推計	74
(3) 要支援・要介護認定者の推計	75
(4) 介護サービス利用者数の推計	76
(5) 介護サービス総給付費及び地域支援事業費の推計結果	78
2 介護保険料基準額の設定	83
(1) 所得段階別の人数	83
(2) 第1号被保険者保険料の算出	84
資料編	85
1 川辺町第6期介護保険事業計画・老人福祉計画策定委員会	85
2 用語解説集	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢化は世界的にみても類のない早さで進行しており、なかでも75歳以上の後期高齢者においては、介護保険制度が始まった平成12年には約900万人であったのが、平成24年には約1,500万人となり、さらに平成37年には2,000万人を超えると予想されています。

こうしたなか、平成23年に改正された介護保険法では重度の要介護認定者を在宅で支える新たなサービスの導入や、地域の多様なマンパワーや社会資源の活用による介護予防や生活支援サービスが推進されてきました。また、地域で暮らす高齢者を支える仕組みである「地域包括ケア体制」の構築を、これまで以上に進めていくことが求められています。

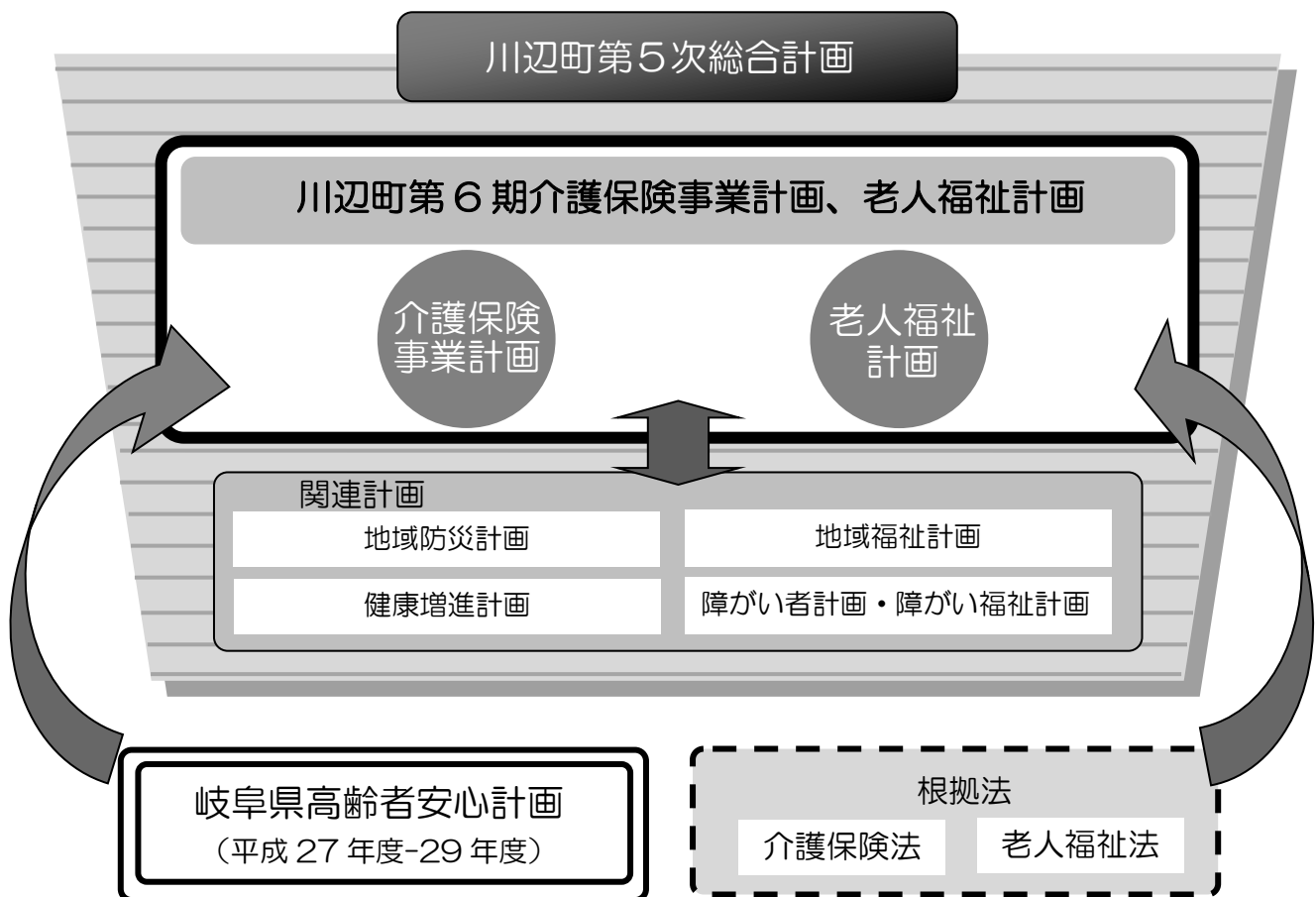
こうした整備を進める一方で、認知症高齢者の増加、介護保険料の高騰、一人暮らし高齢者の増加など、高齢化に伴う課題は次々と生じています。

以上のような社会的な動向を踏まえ、平成24年に策定された「川辺町第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」の見直しを行うとともに、高齢者を取り巻く現状・課題の把握と対策を進め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に「川辺町第6期介護保険事業計画、老人福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」がそれぞれの事業の円滑な運営のため、一体となって策定するものです。老人福祉計画は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に、介護保険事業計画は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に法的根拠があります。

また、上位計画である「川辺町第 5 次総合計画」をはじめ、本町の関連計画や県の計画との整合性も図り、策定します。



3 第6期計画のポイント

介護保険制度改正に伴い、以下の内容を踏まえて計画の策定を行います。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、「医療・看護」「保健・予防」「介護・リハビリ」「住まい」「生活支援・福祉サービス」を充実します。

(2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減の拡充や、保険料上昇をできる限り抑えるための所得や資産のある人に対する利用者負担の見直しを行います。

■地域包括ケアシステムの構築

サービスの充実

- ◆地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ・在宅医療・介護連携の推進
 - ・認知症施策の推進
 - ・地域ケア会議の推進
 - ・生活支援サービスの充実・強化

重点化・効率化

- ◆全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- ◆特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

■費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充

- ◆低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

重点化・効率化

- ◆一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ
- ◆補足給付の見直し(資産等の勘案)
 - ・施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間です。計画期間の最終年度にあたる平成 29 年度には第 7 期計画に向けた本計画全体の評価・検証を実施します。また、団塊の世代のすべての人が後期高齢者（75 歳以上）となる平成 37（2025）年を見据えて施策を展開します。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
第5期計画														
			第6期計画			→								
						第7期計画								
									第8期計画					
												第9期計画		

5 計画の策定体制

(1) 高齢者アンケート調査の実施

計画策定にあたり、高齢者の現状把握や介護保険事業計画・老人福祉計画への総合的な施策等に反映するため、川辺町に住む一般高齢者（65歳以上）、在宅要援護者（要支援・要介護認定者）へのアンケート調査を実施しました。

(2) 行政内部での策定体制の確立

計画策定にあたり、住民課が中心となり、保健センター、地域包括支援センターなど実務者レベルにより随時協議・検討を行うとともに、庁内関係各課と調整を行いました。

(3) 策定委員会の設置

計画策定にあたり、様々な視点で話し合いを行うため、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、町議会代表、福寿会代表、民生児童委員協議会代表及び住民代表で構成する「川辺町第6期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の協議・検討を行いました。

第2章 高齢者福祉における現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 人口の推計と推移

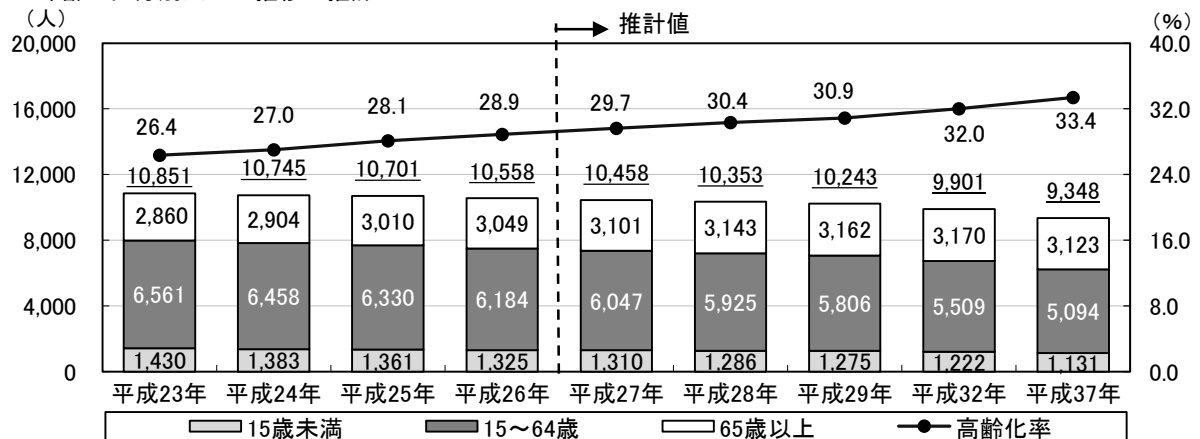
①年齢3区分別人口、前期・後期高齢者人口の推移と推計

川辺町の年齢3区分別人口の推移と推計をみると、総人口は平成23年から平成26年にかけて減少しています。一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は平成26年で28.9%となっています。今後も高齢者数は増加が予測され、国で高齢化のピークを迎えるとされている平成37年には33.4%と予測されます。

前期・後期高齢者人口の推移と推計をみると、一貫して後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っており、平成37年には19.6%となることが予測されます。

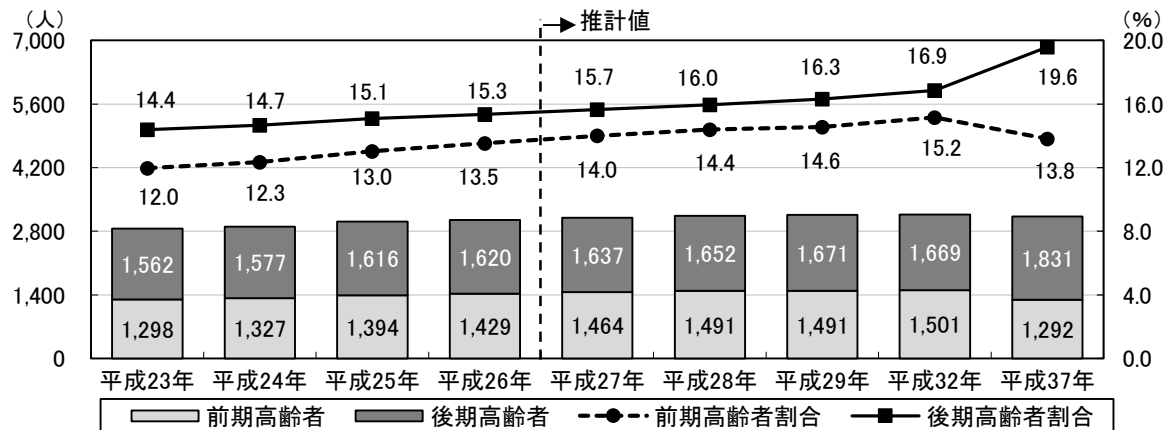
※端数処理のため数字が合わない箇所があります。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成23～26年（住民基本台帳・外国人登録人口 各年10月値）
平成27～37年（コーホート変化率法による推計）

■前期・後期高齢者人口の推移と推計



資料：平成23～26年（住民基本台帳・外国人登録人口 各年10月値）
平成27～37年（コーホート変化率法による推計）

②地区別人口の状況

平成 26 年 9 月の地区別の高齢者の状況をみると、総人口は中川辺で最も多く、鹿塩で最も少なくなっています。高齢者人口と高齢化率をみると、高齢者人口は中川辺で最も多くなっていますが、高齢化率は鹿塩と下麻生で高くなっています。

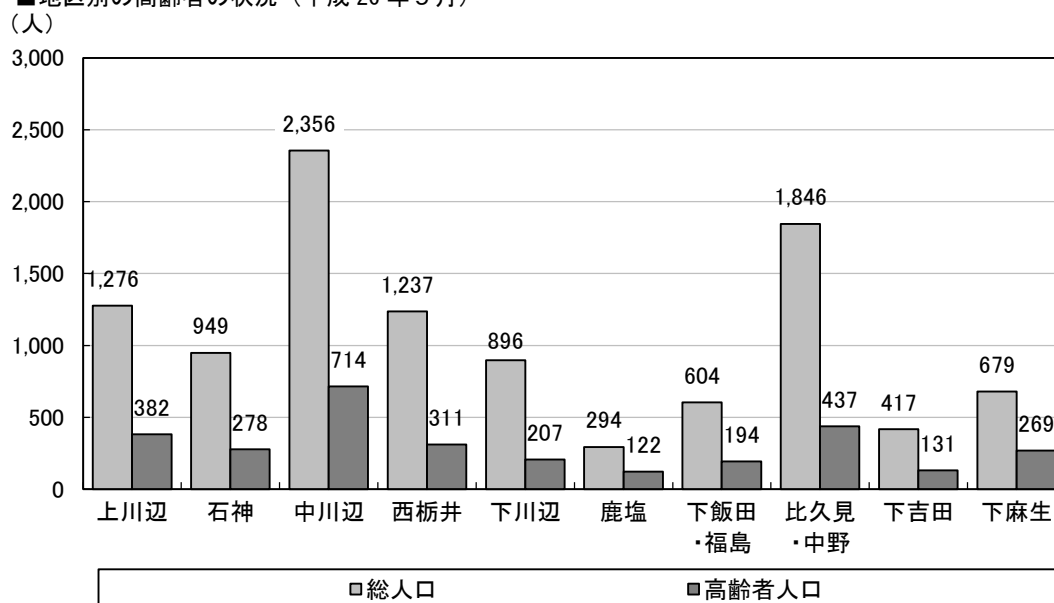
地区別人口の推移をみると、平成 23 年から平成 26 年にかけて、総人口は下川辺以外で減少しており、高齢者人口は鹿塩・下麻生以外で増加しています。高齢化率は全ての地区で増加しています。

■地区別人口の推移

	平成 23 年			平成 26 年		
	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率
上川辺	1,286 人	367 人	28.5%	1,276 人	382 人	29.9%
石神	994 人	250 人	25.2%	949 人	278 人	29.3%
中川辺	2,423 人	683 人	28.2%	2,356 人	714 人	30.3%
西栃井	1,271 人	304 人	23.9%	1,237 人	311 人	25.1%
下川辺	858 人	198 人	23.1%	896 人	207 人	23.1%
鹿塩	309 人	127 人	41.1%	294 人	122 人	41.5%
下飯田・福島	624 人	178 人	28.5%	604 人	194 人	32.1%
比久見・中野	1,894 人	357 人	18.8%	1,846 人	437 人	23.7%
下吉田	450 人	125 人	27.8%	417 人	131 人	31.4%
下麻生	742 人	271 人	36.5%	679 人	269 人	39.6%
合計	10,851 人	2,860 人	26.4%	10,554 人	3,045 人	28.9%

資料：住民課（平成 23 年 10 月値、平成 26 年 9 月値）

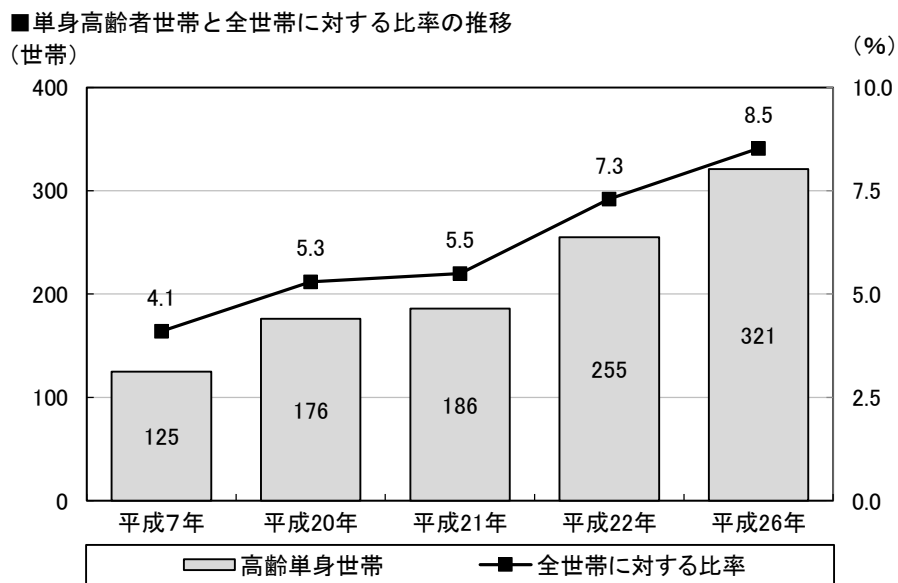
■地区別の高齢者の状況（平成 26 年 9 月）



資料：住民課

(2) 高齢単身世帯の推移

高齢単身世帯と全世帯に対する比率の推移をみると、平成7年から平成26年にかけてどちらも増加しています。平成22年から平成26年にかけては高齢単身世帯が約1.3倍増加しています。

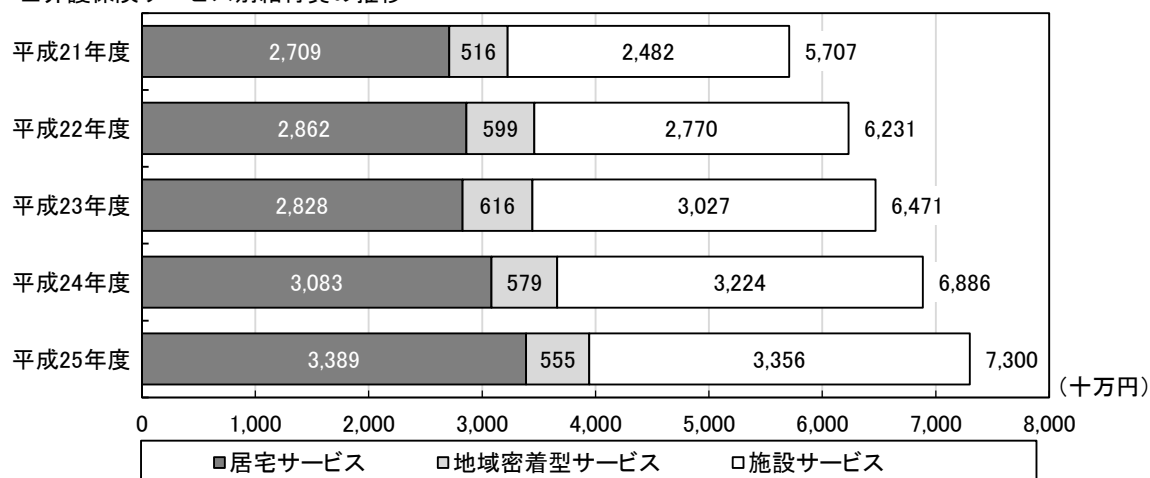


2 介護保険サービス、要支援・要介護認定者の現状

(1) 介護保険の総給付費の推移

介護保険サービスの総給付費の推移をみると、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて増加しています。特に施設サービスにおいて増加割合が高くなっています。

■介護保険サービス別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

■介護保険サービス別給付費の増加割合

(単位：十万円)

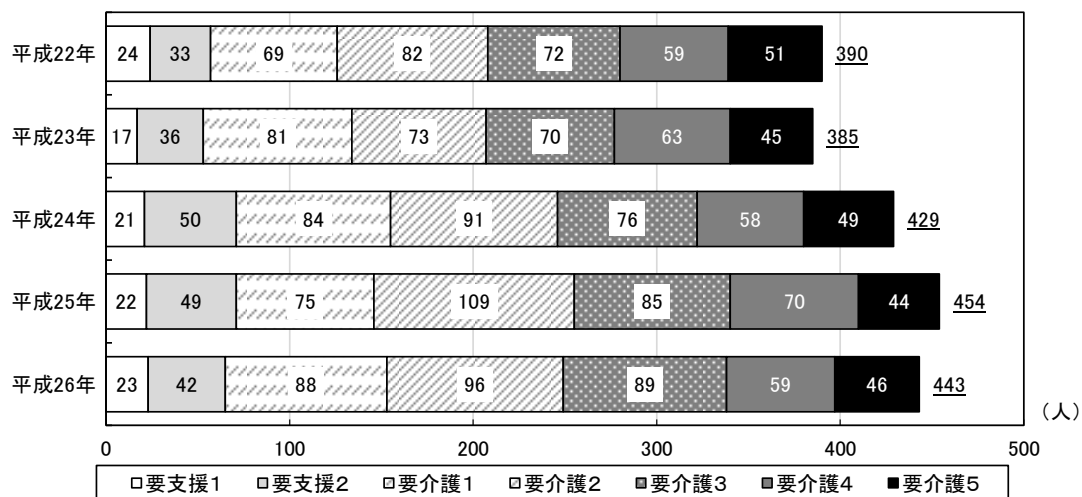
	平成 21 年度	平成 25 年度	増減割合
居宅サービス	2,709	3,389	125.1%
地域密着サービス	516	555	107.7%
施設サービス	2,482	3,356	135.2%
合計（総給付費）	5,707	7,300	127.9%

資料：介護保険事業状況報告（年報）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護の認定者数の推移をみると、平成22年から平成26年にかけて増加傾向にあります。特に要支援2、要介護1、要介護3の認定者数が平成22年から平成26年にかけて大きく増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（月報）各年10月値

■要支援・要介護認定者別の増加率

	平成22年	平成26年	増減割合
要支援1	24人	23人	95.8%
要支援2	33人	42人	127.3%
要介護1	69人	88人	127.5%
要介護2	82人	96人	117.1%
要介護3	72人	89人	123.6%
要介護4	59人	59人	100.0%
要介護5	51人	46人	90.2%
合計	390人	443人	113.6%

資料：介護保険事業状況報告（月報）各年10月値

(3) 在宅における要支援・要介護認定者の状況

平成26年8月現在の要支援・要介護認定者別の在宅サービスの利用状況をみると、居宅サービス利用者は756人となっており、要介護1、要介護2、要介護3の利用者がそれぞれ全体の2割以上を占めています。

地域密着型サービス利用者は21人となっており、認知症対応型共同生活介護の利用のみとなっています。予防給付での利用はなく、要介護3の利用者が5割以上を占めています。

■要支援・要介護認定者別の在宅サービスの利用状況

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
居宅サービス	35人	78人	153人	192人	172人	64人	62人	756人
	4.6%	10.3%	20.2%	25.4%	22.8%	8.5%	8.2%	100.0%
地域密着型サービス	0人	0人	0人	5人	11人	4人	1人	21人
	0.0%	0.0%	0.0%	23.8%	52.4%	19.0%	4.8%	100.0%

資料：介護保険事業状況報告（月報）平成26年8月値

(4) 施設における要介護認定者の状況

平成26年8月現在の要支援・要介護認定者別の施設サービスの利用状況をみると、施設サービス利用者は112人となっており、内訳は、介護老人福祉施設は59人、介護老人保健施設は53人となっています。

介護老人福祉施設は要介護4、要介護5の利用者が多くなっており、介護老人保健施設は要介護3、要介護4の利用者が多くなっています。

※端数処理のため数字が合わない箇所があります。

■要支援・要介護認定者別の施設サービスの利用状況

	介護給付					合計
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護老人福祉施設	2人	12人	12人	16人	17人	59人
	3.4%	20.3%	20.3%	27.1%	28.8%	100.0%
介護老人保健施設	3人	9人	17人	17人	7人	53人
	5.7%	17.0%	32.1%	32.1%	13.2%	100.0%
合計	5人	21人	29人	33人	24人	112人

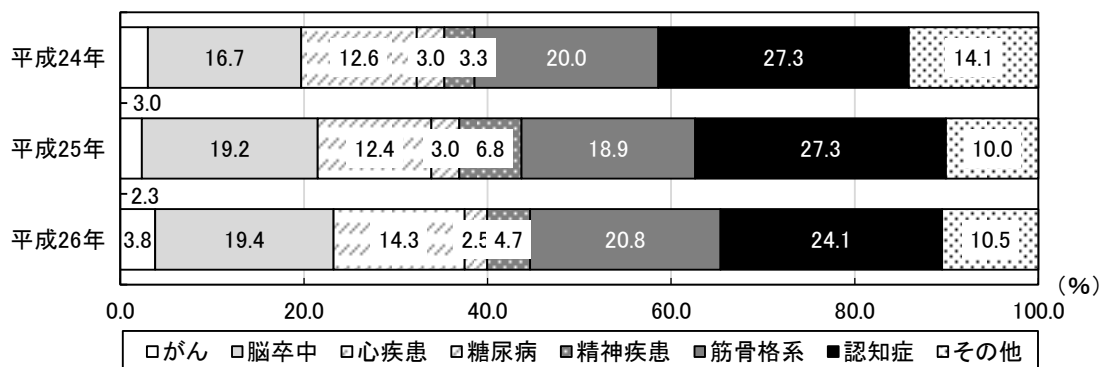
資料：介護保険事業状況報告（月報）平成26年8月値

3 認知症高齢者の現状

(1) 介護度別認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者の第一疾病の分類をみると、平成24年から平成26年にかけて、認知症の認定割合を受けている人が最も多くなっています。

■要支援・要介護認定者の第一疾病の分類

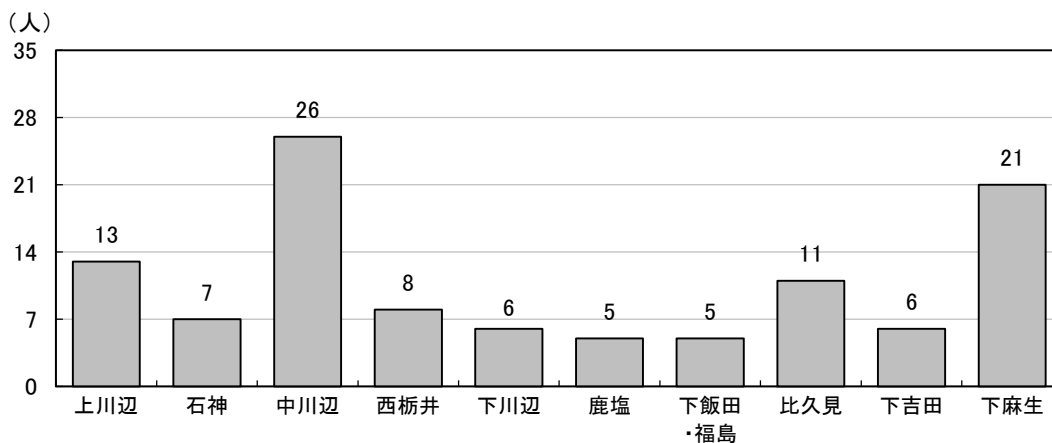


資料：住民課（各年4月値）

(2) 地区別認知症高齢者数の現状

各地区別認知症高齢者は、中川辺地区で最も多く続いて下麻生地区となっています。

■地区別認知症高齢者の現状（平成26年4月1日）



資料：住民課

4 アンケート調査結果

(1) 調査概要

- ・調査地域 : 川辺町全域
- ・調査対象者 : 下記の表に記載
- ・抽出方法 : 無作為抽出
- ・調査期間 : 平成 26 年 7 月 5 日～7 月 25 日
- ・調査方法 : 一般高齢者 …郵送による配布回収
在宅要援護者 (要支援・要介護認定者)
…ケアマネジャーの訪問により依頼、郵送回収

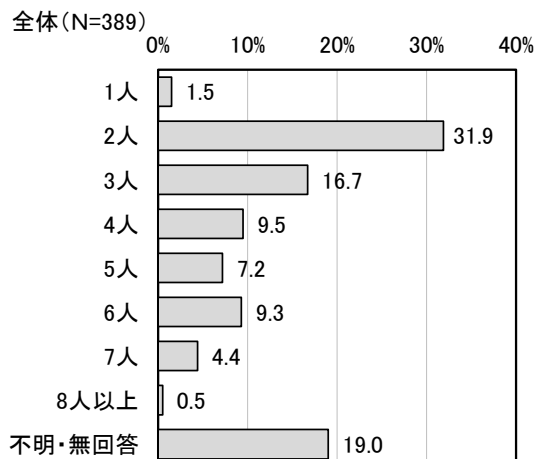
	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	700 件	548 件	78.3%
在宅要援護者調査	300 件	197 件	65.7%
合計	1,000 件	745 件	74.5%

(2) 一般高齢者調査結果

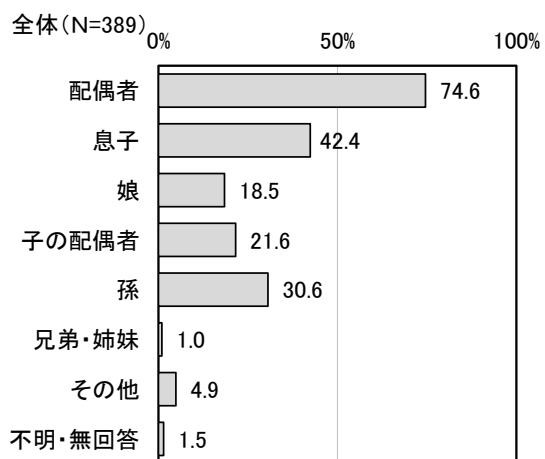
① 年齢・性別・生活状況について

○世帯の人数は「2人」が最も多くなっており、同居している人は「配偶者」が最も多くなっています。

■自分を含めた世帯の人数

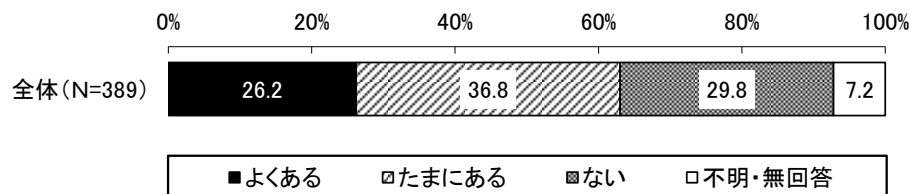


■同居している人



○日中、一人になることは、「よくある」「たまにある」を合わせた『ある』が約6割となっています。

■日中一人になるか

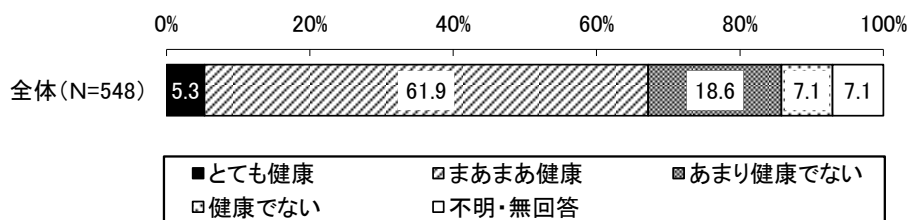


② 健康状態について

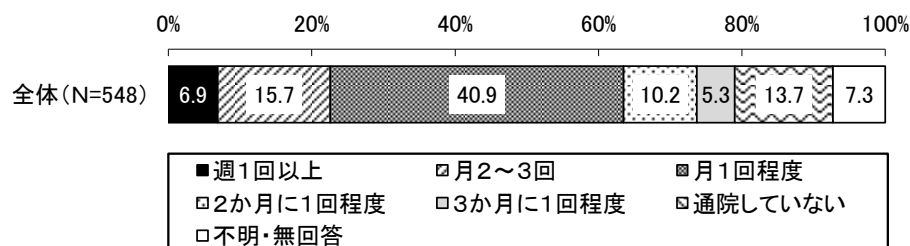
○健康状態は、「とても健康」「まあまあ健康」を合わせた『健康』が約7割、「あまり健康でない」「健康でない」を合わせた『健康でない』が3割弱となっています。

○病院・医院（診療所、クリニック）へは、約8割が通院しています。

■自身の健康状態

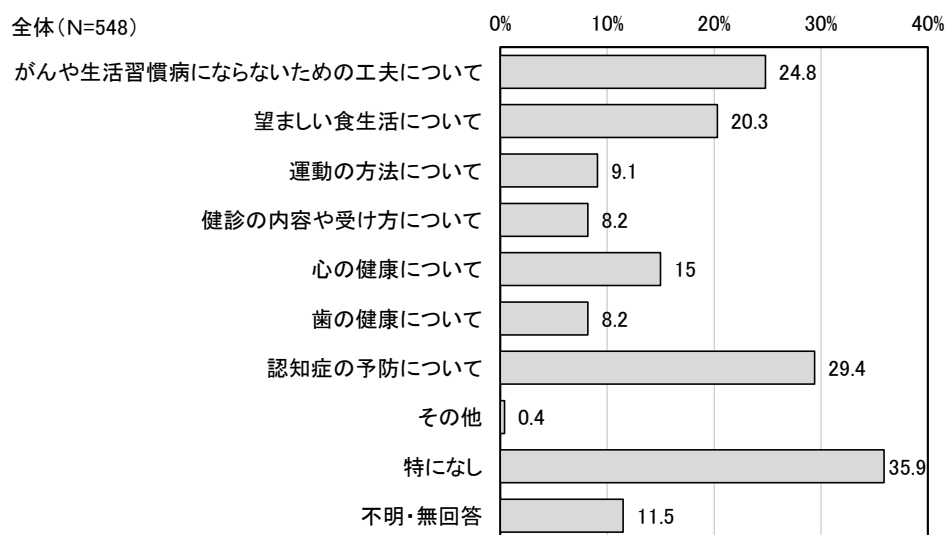


■病院・医院（診療所、クリニック）に通院しているか



○健康について知りたいことは、「認知症の予防について」が最も多くなっています。

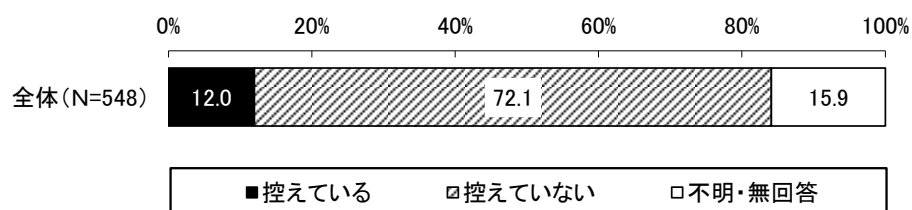
■健康について知りたいこと



③運動や外出状況について

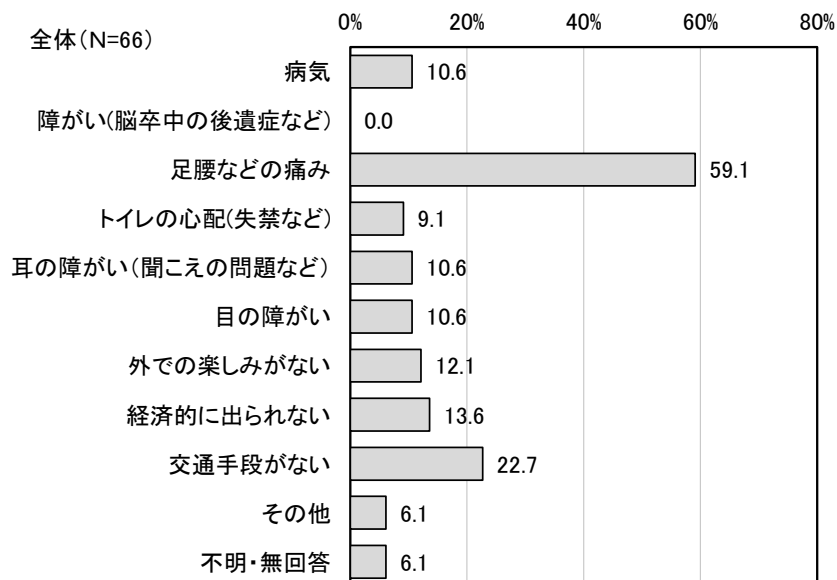
○外出を控えているかは、「控えていない」が約7割、「控えている」が約1割となっています。

■外出を控えているか



○控えている理由は、「足腰などの痛み」が最も多くなっています。

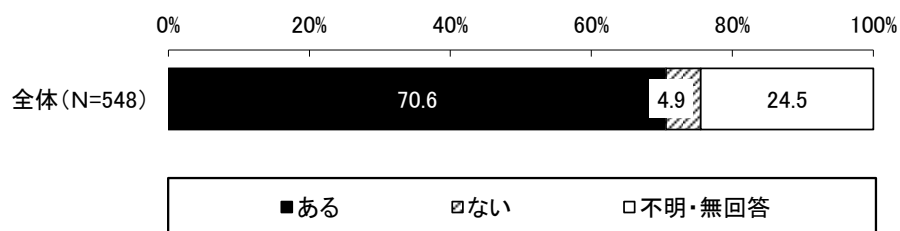
■外出を控えている理由



④社会参加について

○生きがいがあるかは、「ある」が約7割となっています。

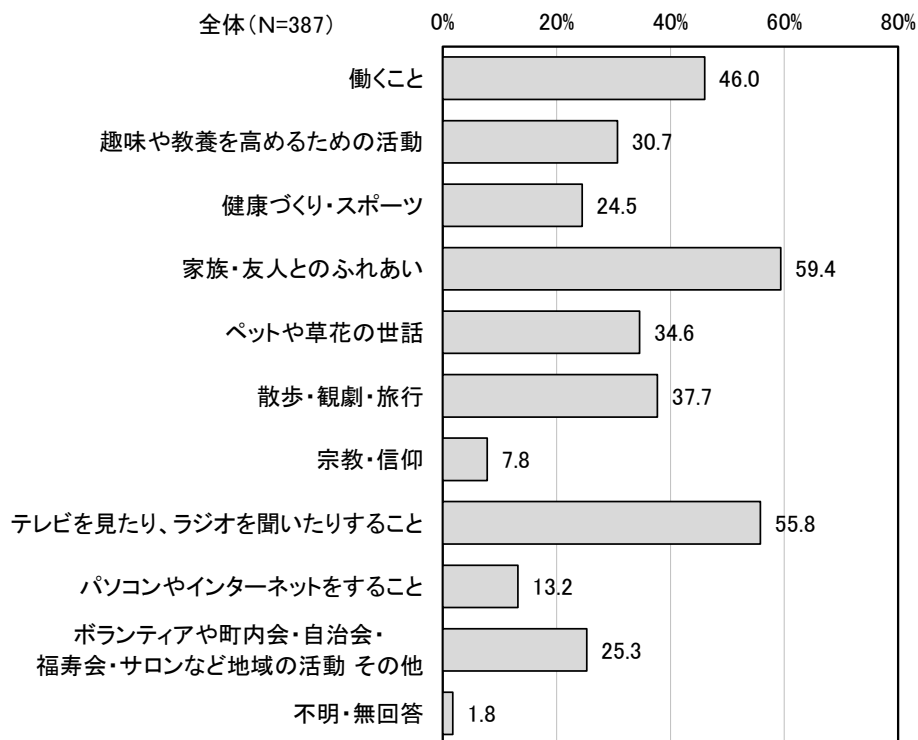
■生きがいの有無



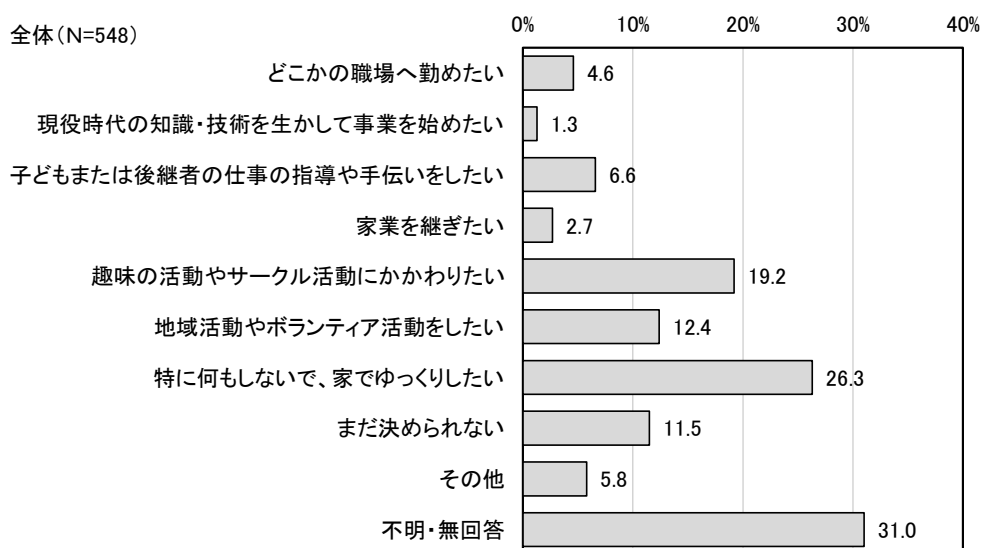
○生きがいや楽しみを感じることは、「家族・友人とのふれあい」「テレビを見たり、ラジオを聞いたりすること」「働くこと」が多くなっています。

○仕事をやめた後や今後したい活動は、「特に何もしないで、家でゆっくりしたい」「趣味の活動やサークル活動にかかわりたい」が多くなっています。

■現在、生きがいや楽しみを感じていること

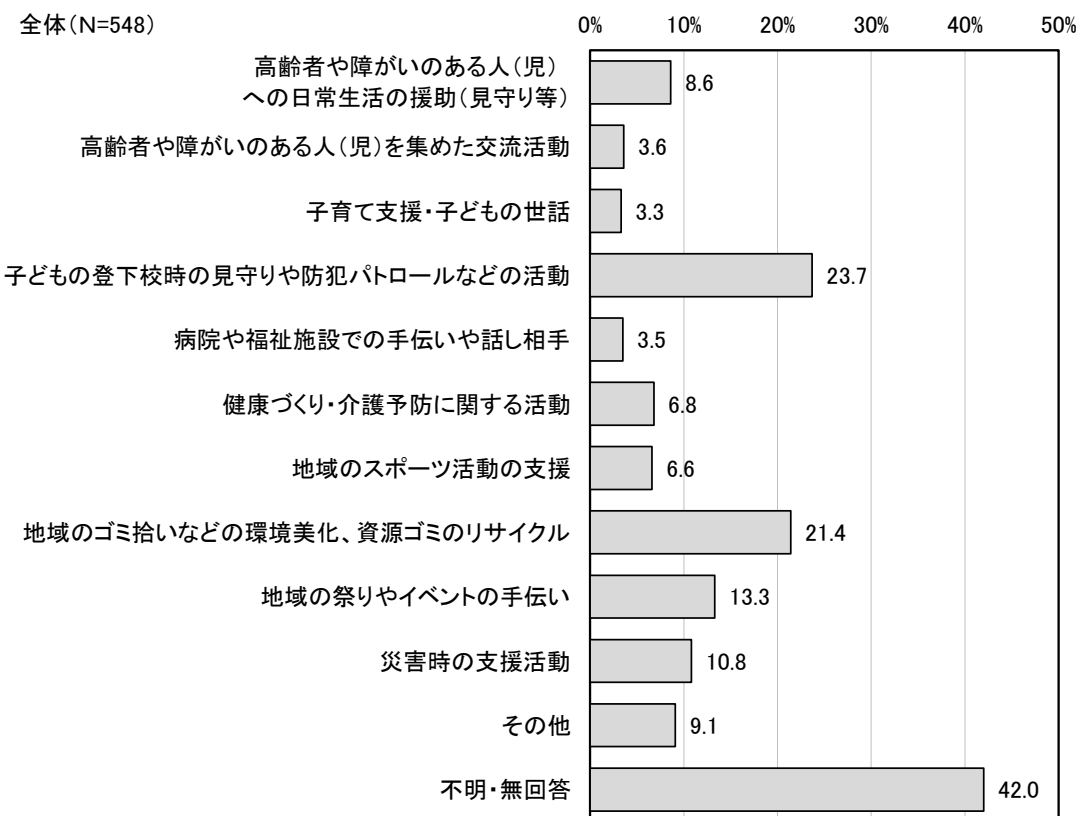


■仕事をやめた後や今後したい活動



○やってみたいことやできそうな活動は、「子どもの登下校時の見守りや防犯パトロールなどの活動」「地域のゴミ拾いなどの環境美化、資源ゴミのリサイクル」が多くなっています。

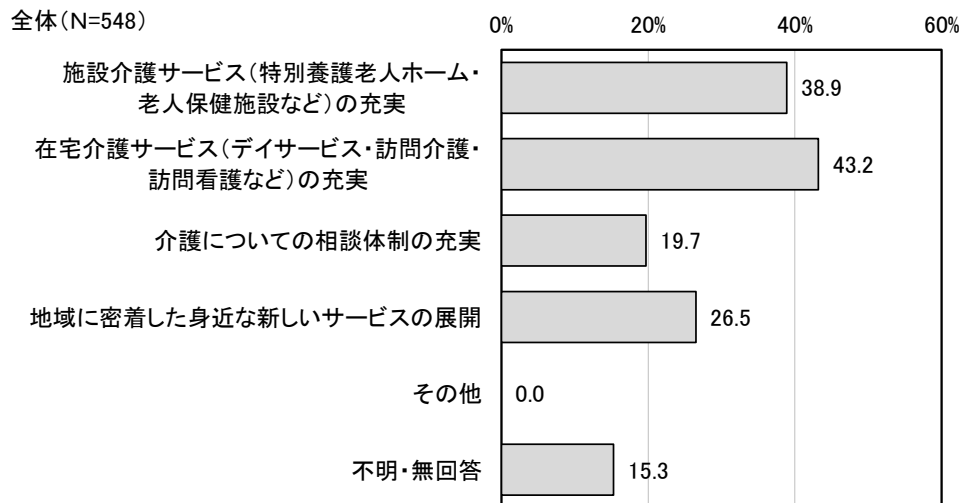
■やってみたいことやできそうな活動



⑤介護保険制度、保健福祉サービスについて

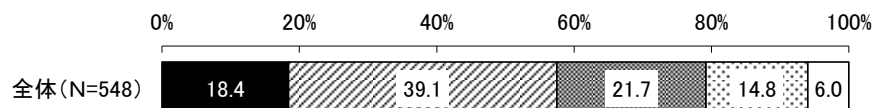
○今後、介護体制を充実させていくために必要なことは、「在宅介護サービス（デイサービス・訪問介護・訪問看護など）の充実」が最も多くなっています。

■今後、介護体制を充実させていくために必要なこと



○今後、自身に介護が必要な状態になったときに受けてほしい介護は、「ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの介護サービスを活用しながら、自宅で介護してほしい」が最も多くなっています。

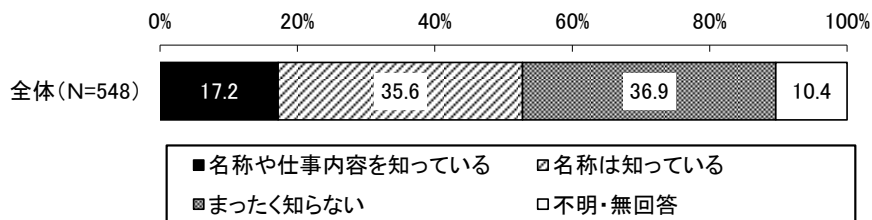
■今後、自身に介護が必要な状態になったときに受けてほしい介護



- 家族などを中心に自宅で介護してほしい
- ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの介護サービスを活用しながら、自宅で介護してほしい
- ▣ 施設や病院などに入所(入院)したい
- わからない
- 不明・無回答

○地域包括支援センターを知っているかは、「まったく知らない」が最も多くなっています。

■地域包括支援センターを知っているか



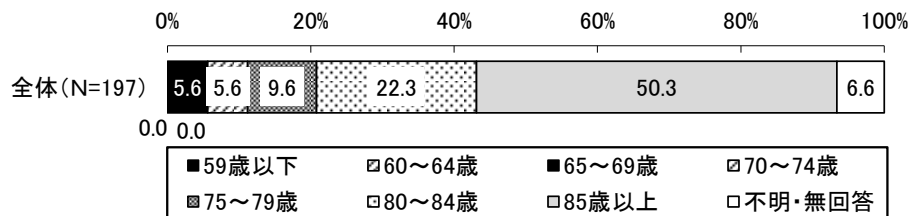
(3) 在宅要援護者調査結果

①年齢や性別、生活状況などについて

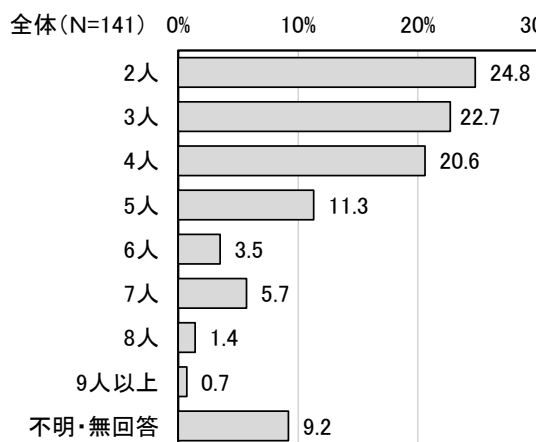
○年齢は、「85歳以上」が最も多くなっています。

○世帯人数は「2人」が最も多くなっており、同居している人は「息子」が最も多くなっています。

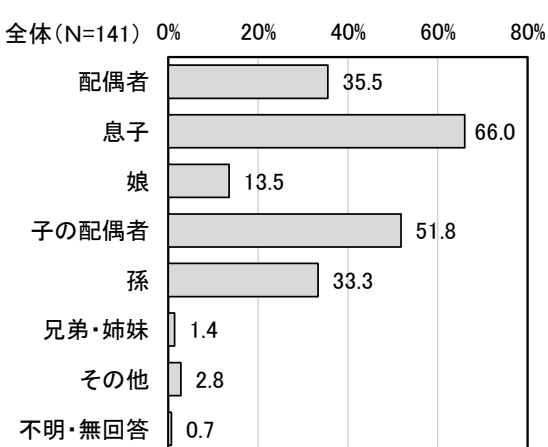
■在宅要援護者の年齢



■自分を含めた世帯の人数



■同居している人

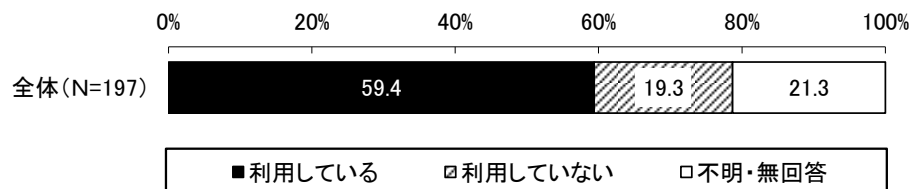


②介護サービスの利用について

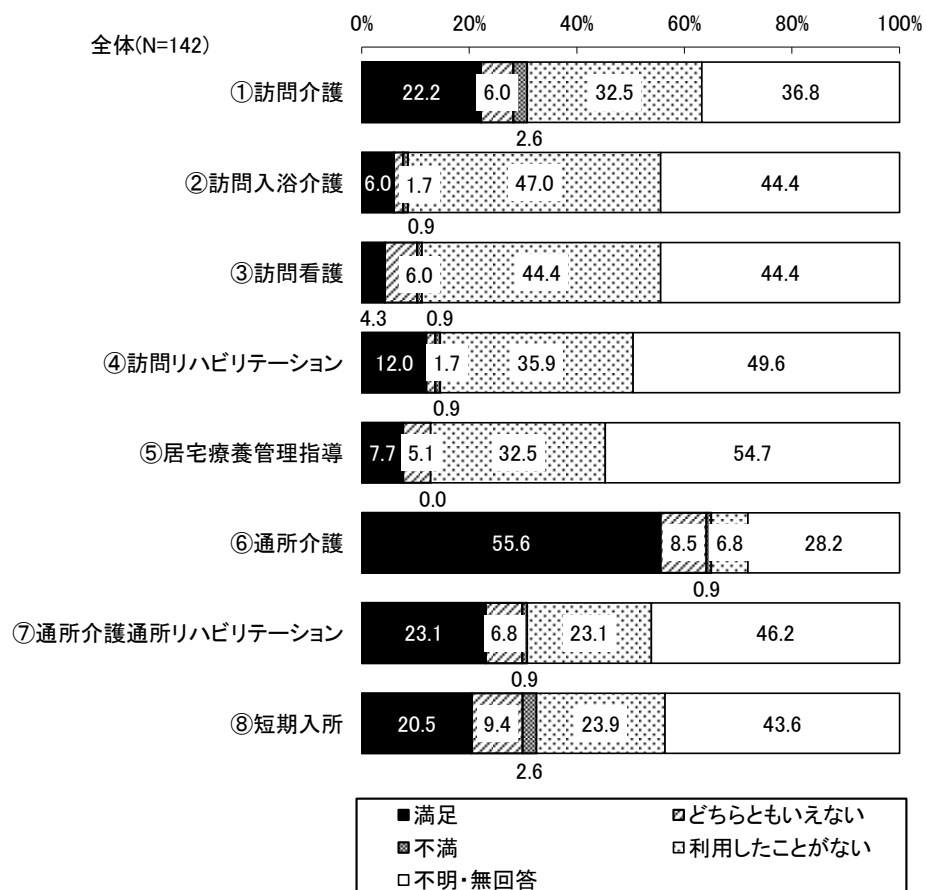
○介護サービスの利用状況は、「利用している」が約6割となっています。

○介護サービスの満足度は、「通所介護」が他と比較して多くなっています。

■介護サービスの利用の有無

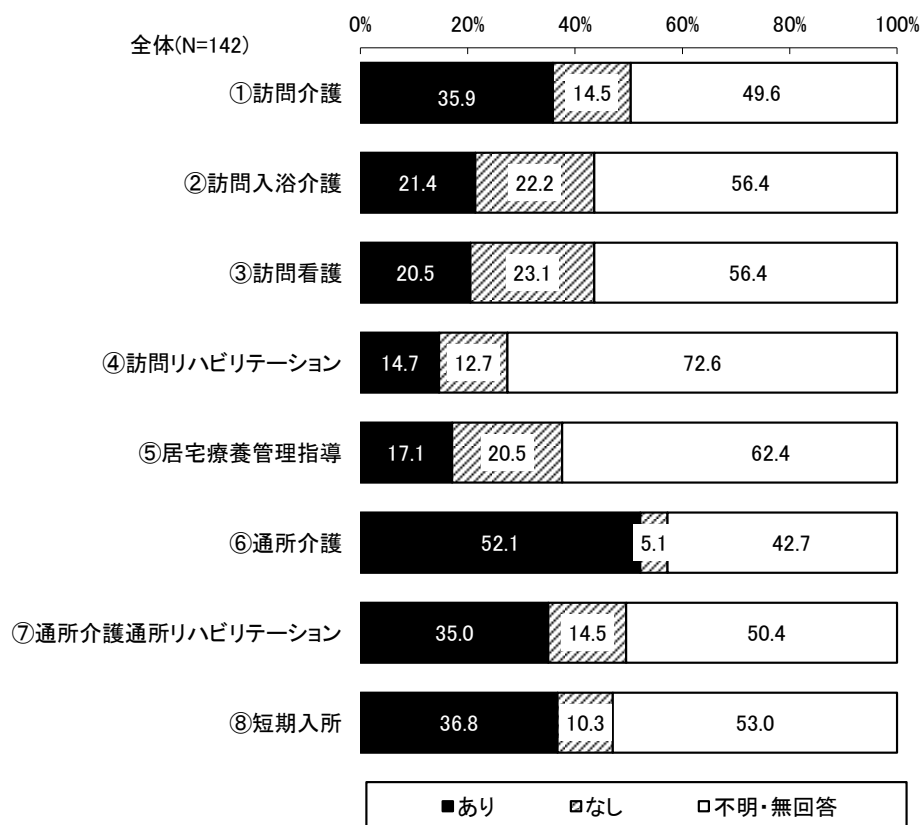


■介護サービスの満足度

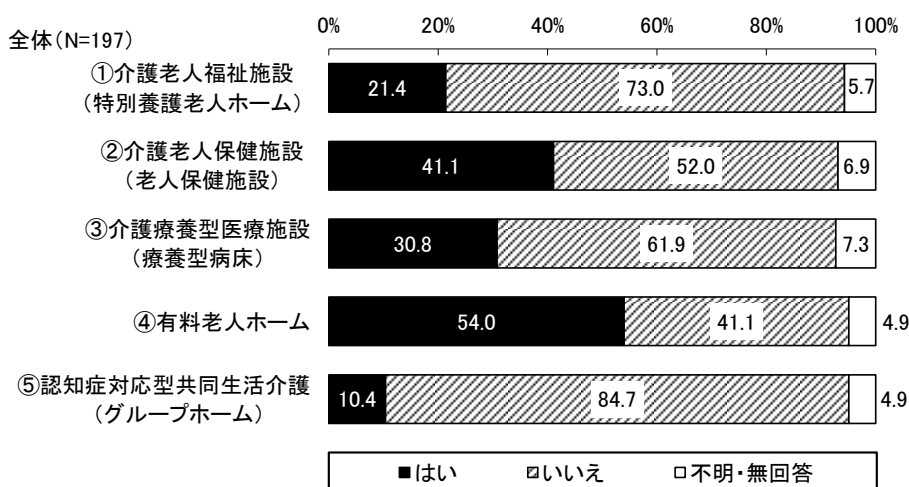


- 介護サービスの今後の利用意向は、「通所介護」が他と比較して多くなっています。
- 施設サービスの今後の利用意向は、「有料老人ホーム」が他と比較して多くなっています。

■介護サービスの今後の利用意向



■施設サービスの今後の利用意向

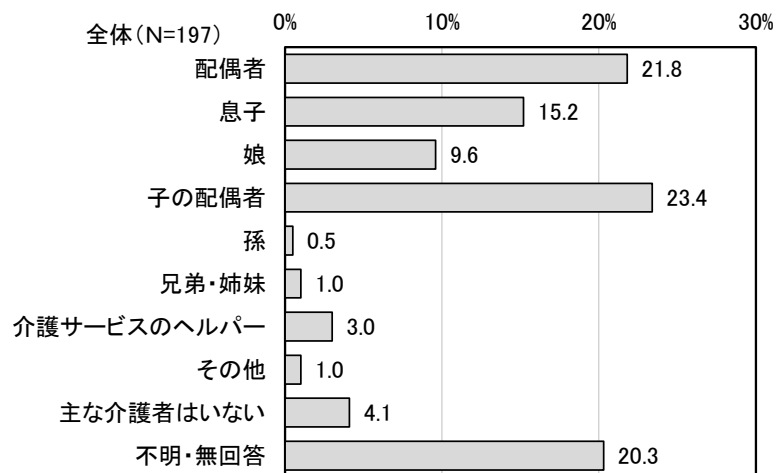


③介護者について

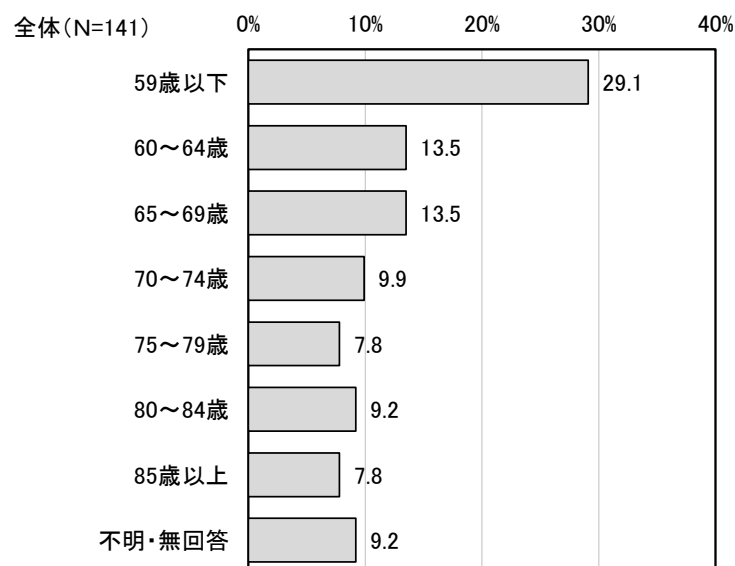
○介護者は、「配偶者」「子の配偶者」が多くなっています。

○介護者の年齢は59歳以下が最も多くなっていますが、65歳以上が約5割となっています。

■日常介護をしている人

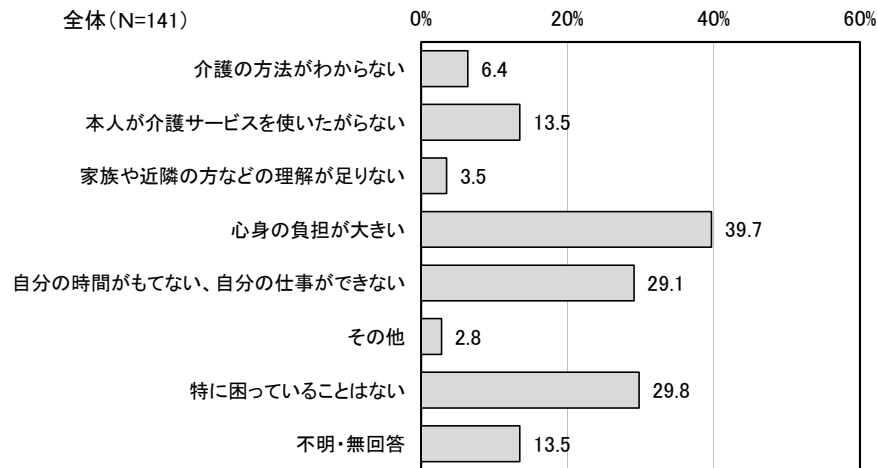


■介護者の年齢

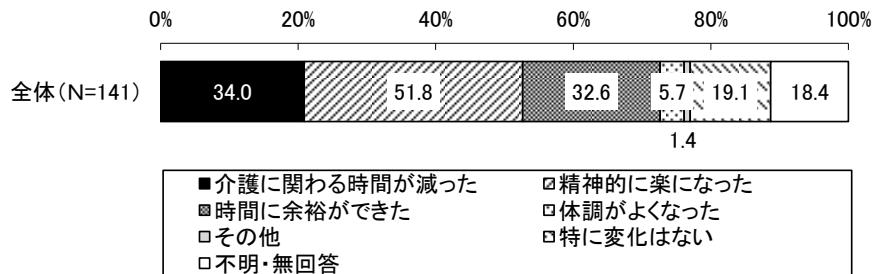


- 介護をする上で困っていることは、「心身の負担が大きい」が最も多くなっています。
- 介護サービスの利用による変化は、「精神的に楽になった」が最も多くなっています。

■介護をする上で困っていること



■介護サービスの利用による変化

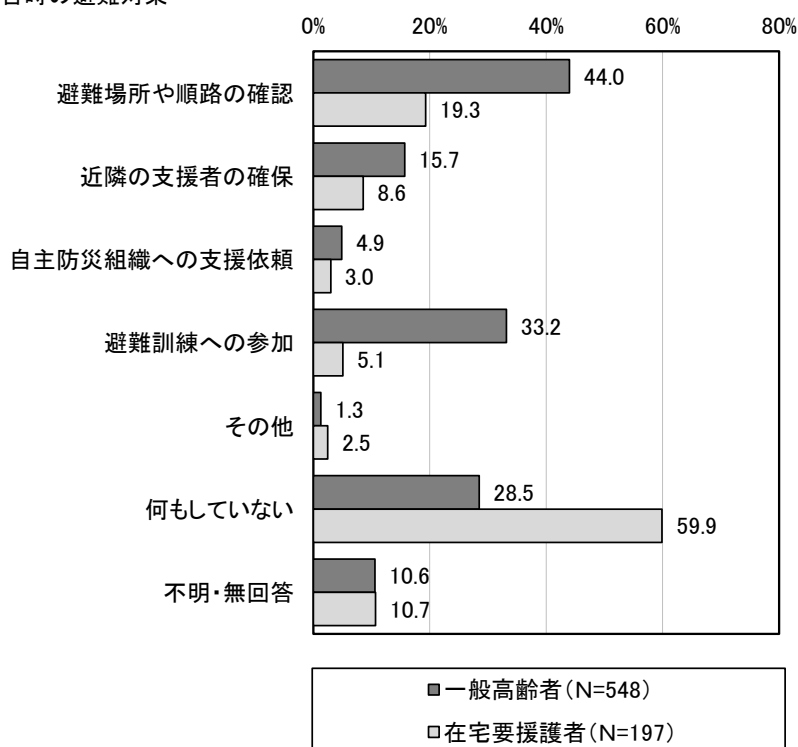


(4) 共通設問

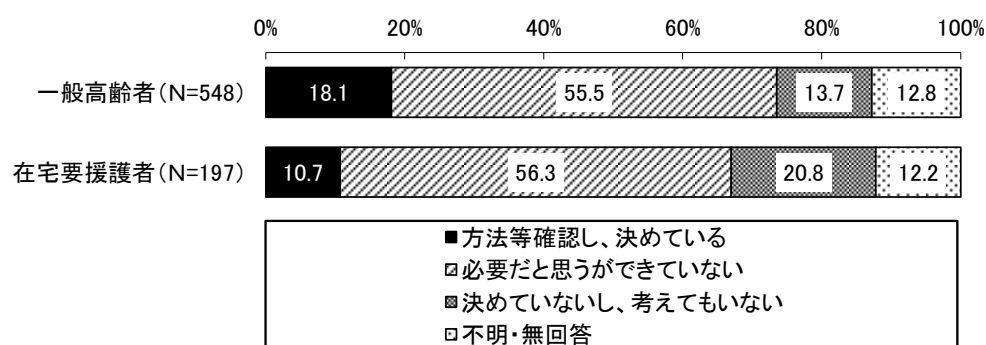
①災害時の避難状況について

- 災害時の避難対策は、一般高齢者では「避難場所や順路の確認」、在宅要援護者では「何もしていない」が最も多くなっています。
- 災害時における家族との話し合いや決めごとをしているかは、一般高齢者、在宅要援護者ともに「必要だと思うができていない」が最も多くなっています。

■災害時の避難対策



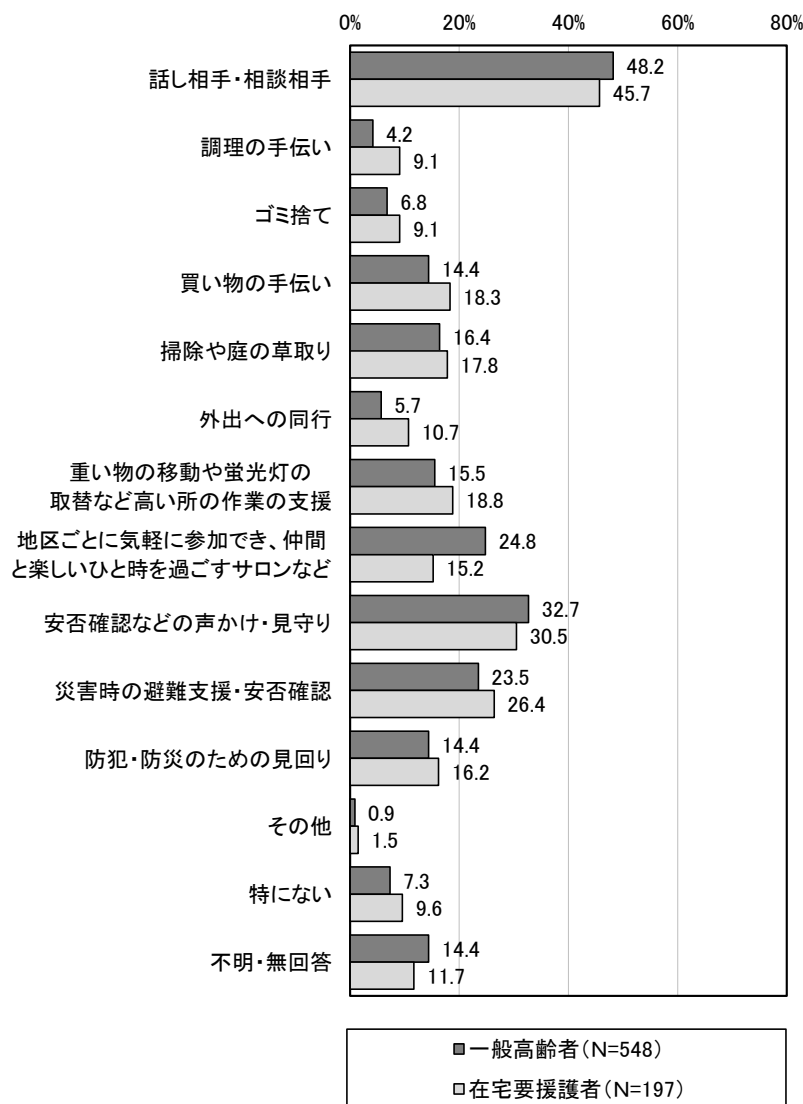
■災害時における家族との話し合いや決めごとをしているか



②高齢者施策全般について

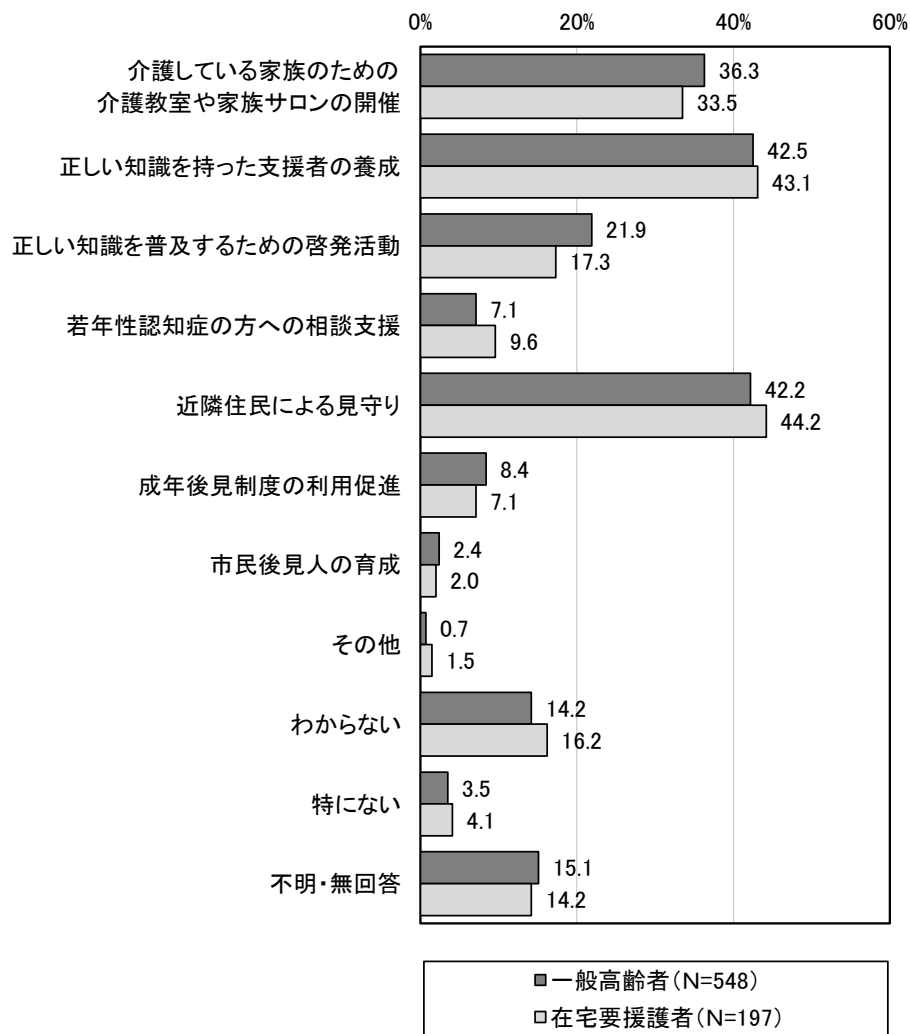
○一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えるための生活支援は、一般高齢者、在宅要援護者ともに「話し相手・相談相手」が最も多くなっています。

■一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えるためにあるといい生活支援



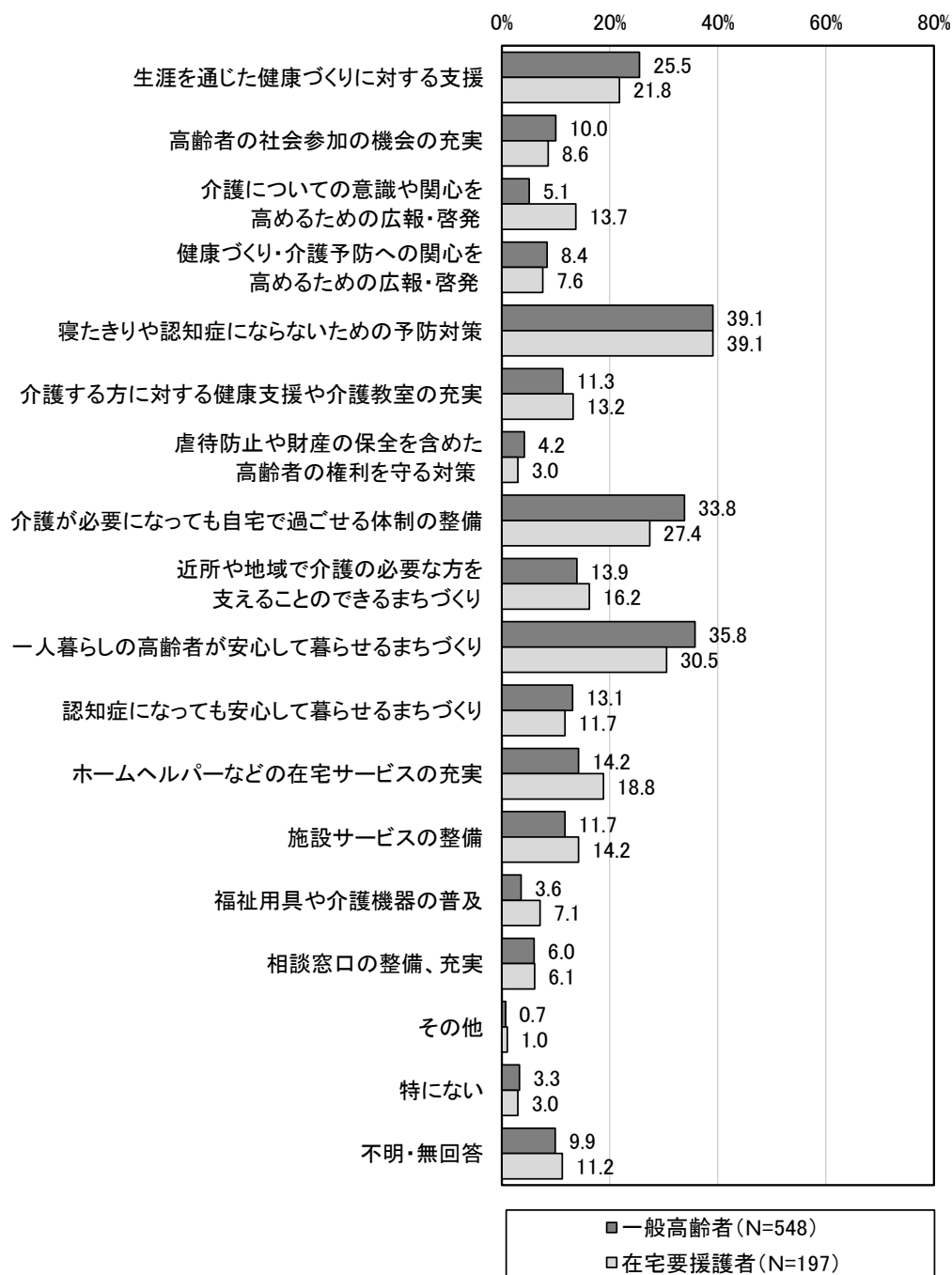
○認知症高齢者への必要な支援で必要なことは、一般高齢者、在宅要援護者ともに「正しい知識を持った支援者の養成」「近隣住民による見守り」が多くなっています。

■認知症高齢者への支援で必要なこと



○高齢社会におけるまちづくり重点をおくべきことは、一般高齢者、在宅要援護者ともに「寝たきりや認知症にならないための予防対策」が最も多くなっています。

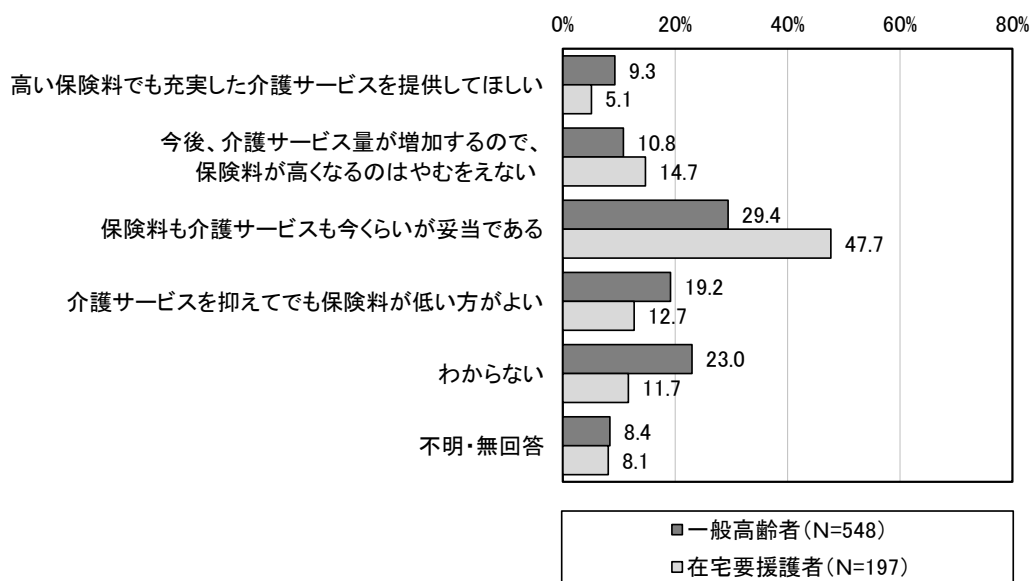
■高齢社会におけるまちづくり重点をおくべきこと



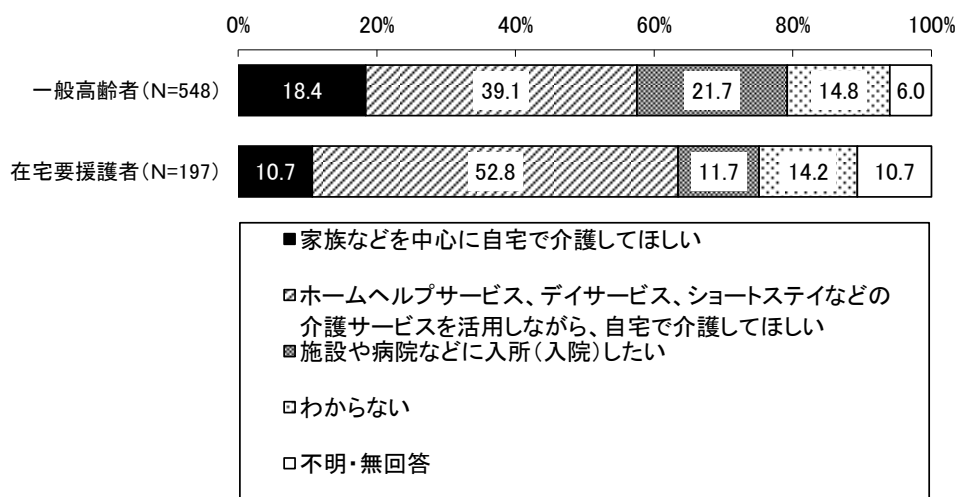
③介護保険料と介護サービスについて

- 介護保険料と介護サービスの考えは、一般高齢者、在宅要援護者ともに「保険料も介護サービスも今くらいが妥当である」が最も多くなっています。
- 希望する介護のあり方は、一般高齢者、在宅要援護者ともに「ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの介護サービスを活用しながら、自宅で介護してほしい」が最も多くなっています。

■介護保険料と介護サービスについての考え方



■希望する介護のあり方



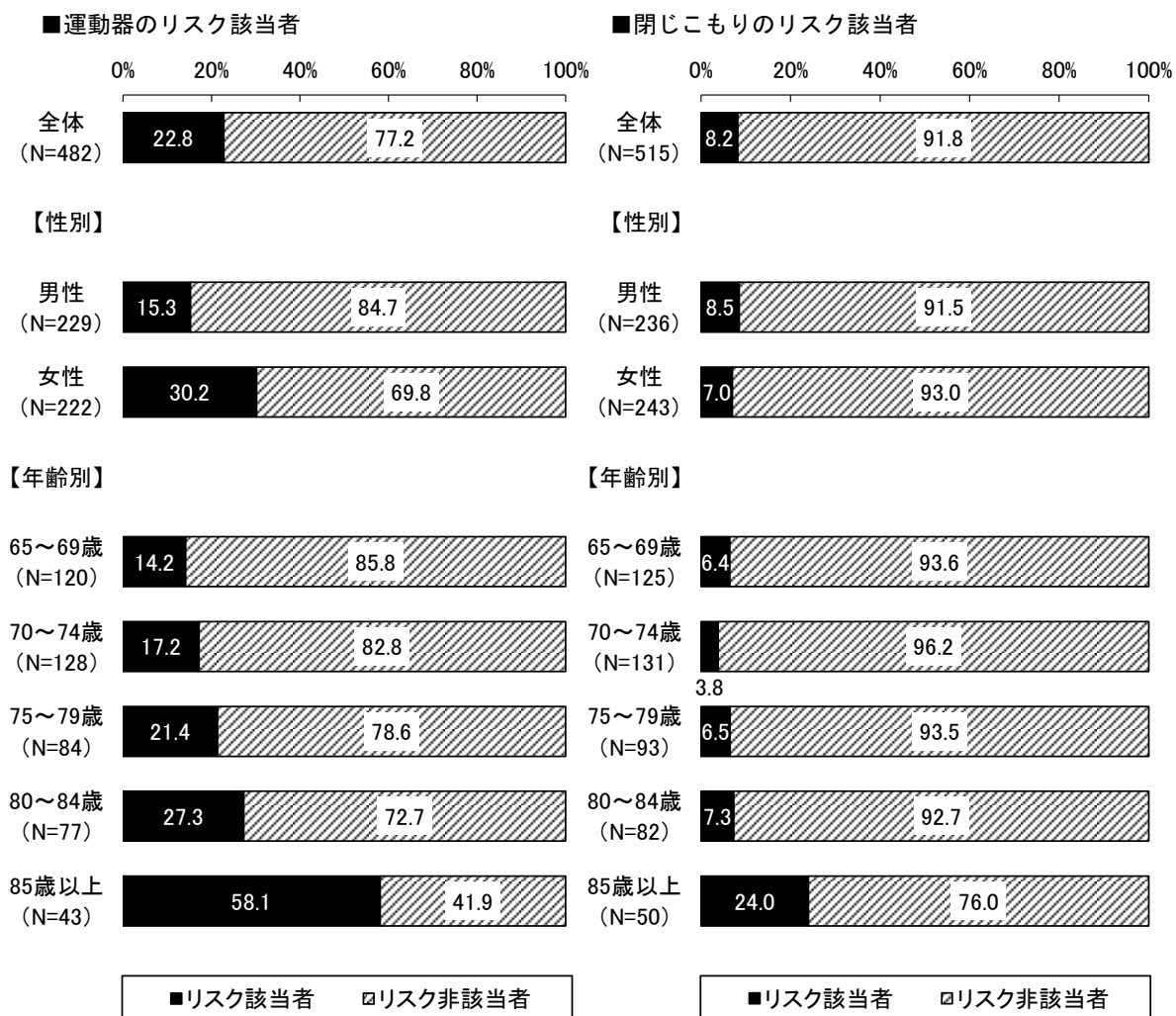
(5) 日常生活圏域ニーズ調査結果

日常生活圏域ニーズ調査の概要

- ◆日常生活圏域ニーズ調査は、日常生活圏域における高齢者の生活課題に関する調査（①家族・生活状況、②運動・閉じこもり、③転倒、④口腔・栄養、⑤認知機能、⑥日常生活、⑦社会参加、⑧健康などの8分野に関する調査）を行い、その結果分析等により地域の課題の内容及び量的な状況を明らかにするものです。
- ◆日常生活圏域ニーズ調査は、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスクなどの指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・サービス量を把握し、その実態に対応した居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービスなどの基盤整備や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築をどのように進めていくかなどを政策決定するために行います。
- ◆本町における「日常生活圏域ニーズ調査」は一般高齢者調査で実施しています。

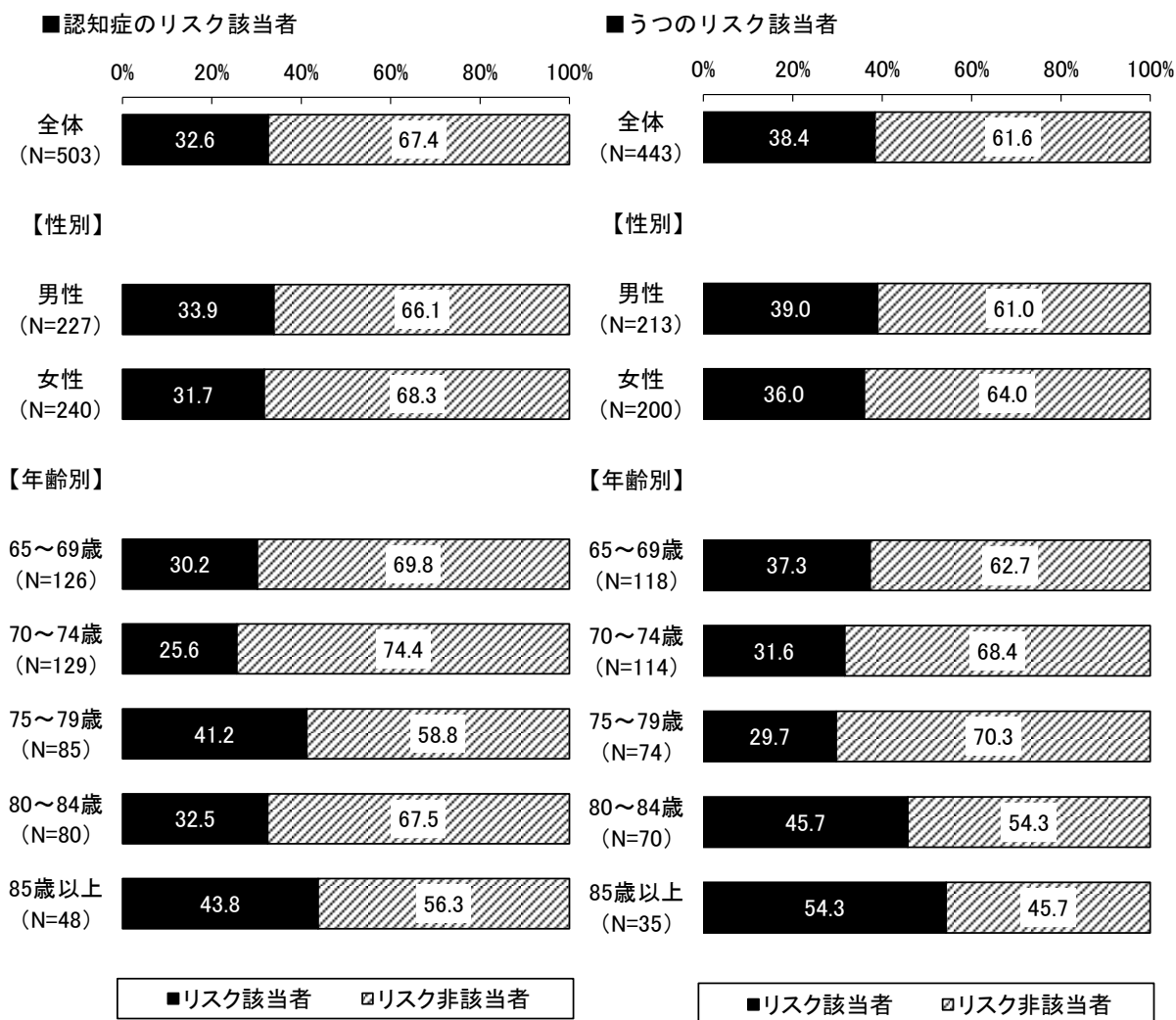
○運動器のリスク該当者は、女性が男性と比較してやや多くなっています。年齢別では、85歳以上で約6割になっています。

○閉じこもりのリスク該当者は、85歳以上で3割弱になっています。

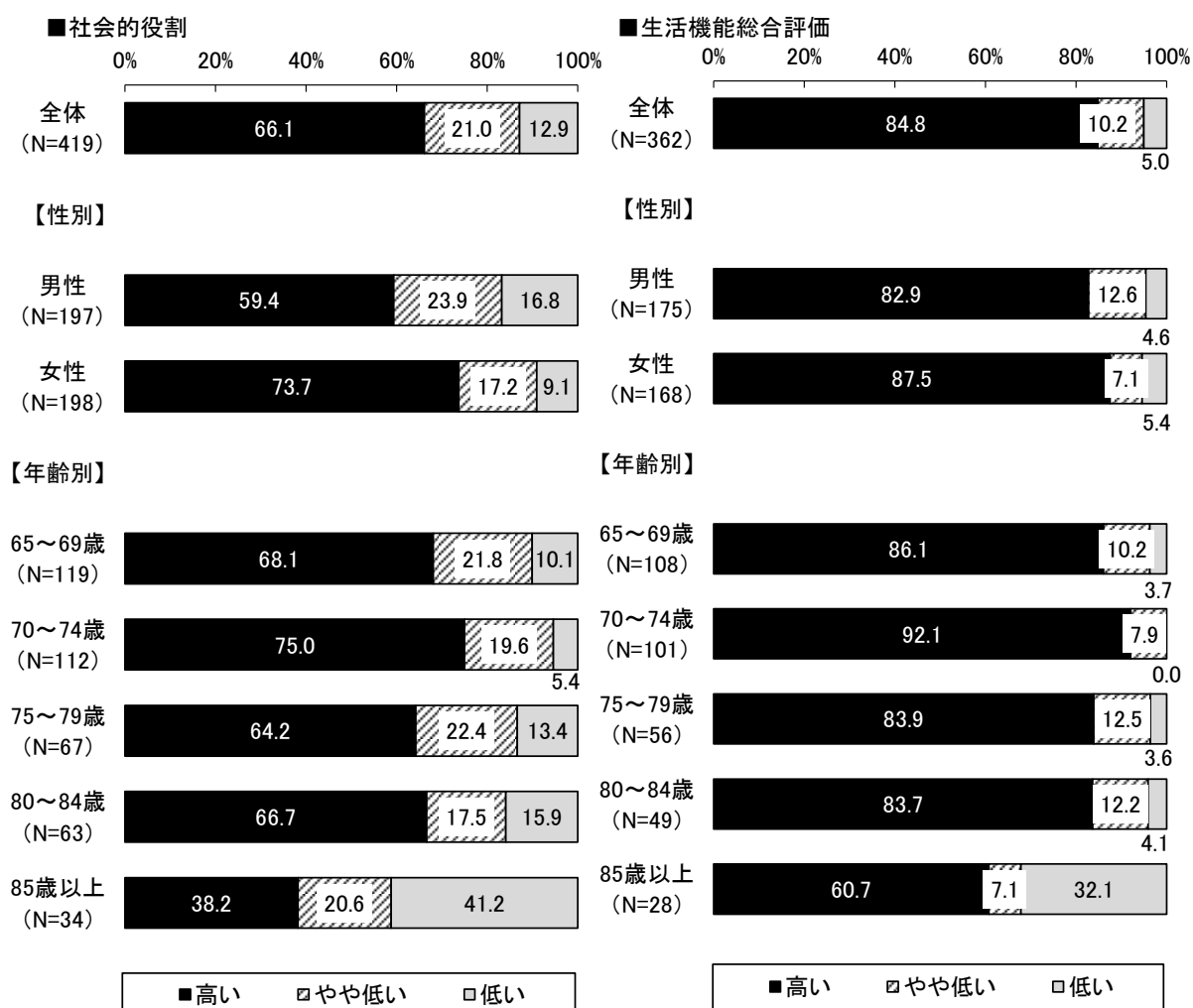


○認知症のリスク該当者は、全体で3割を超えており、75～79歳、85歳以上で4割を超えています。

○うつ病のリスク該当者は、全体で約4割となっており、85歳以上で半数を超えています。



- 地域で社会的な役割を果たす能力を測る社会的役割は、男性が女性と比較して、「やや低い」と「低い」を合わせた『低い』の割合が多くなっています。年齢別では、年齢が上がるにつれて『低い』の割合が多くなっており、85歳以上では約6割になっています。
- 生活機能総合評価は、「やや低い」と「低い」を合わせた『低い』の割合が85歳以上では約4割になっています。



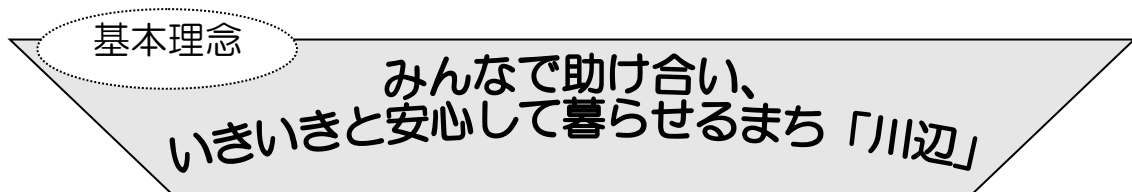
第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

平成26年3月に策定された川辺町第5次総合計画では、まちの将来像を「清流と人が織りなす活力あるまち」として掲げています。本計画は総合計画の「健康・福祉・医療」分野に位置づけられ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を方針としています。

川辺町では高齢化がますます進行し、見守りや生活支援を必要とする高齢者のみの世帯も増加しています。そのような現状で、「誰もが暮らしやすいまち」の実現は多くの住民が求める姿となっています。これまで進められてきた地域での高齢者支援を一層充実させるとともに、高齢者が元気にいきいきと暮らすための地域のつながりを活かした介護予防や生きがいの推進、地域での支え合いの仕組みづくりが求められています。

以上を踏まえた上で、本計画の基本理念を以下のように設定します。

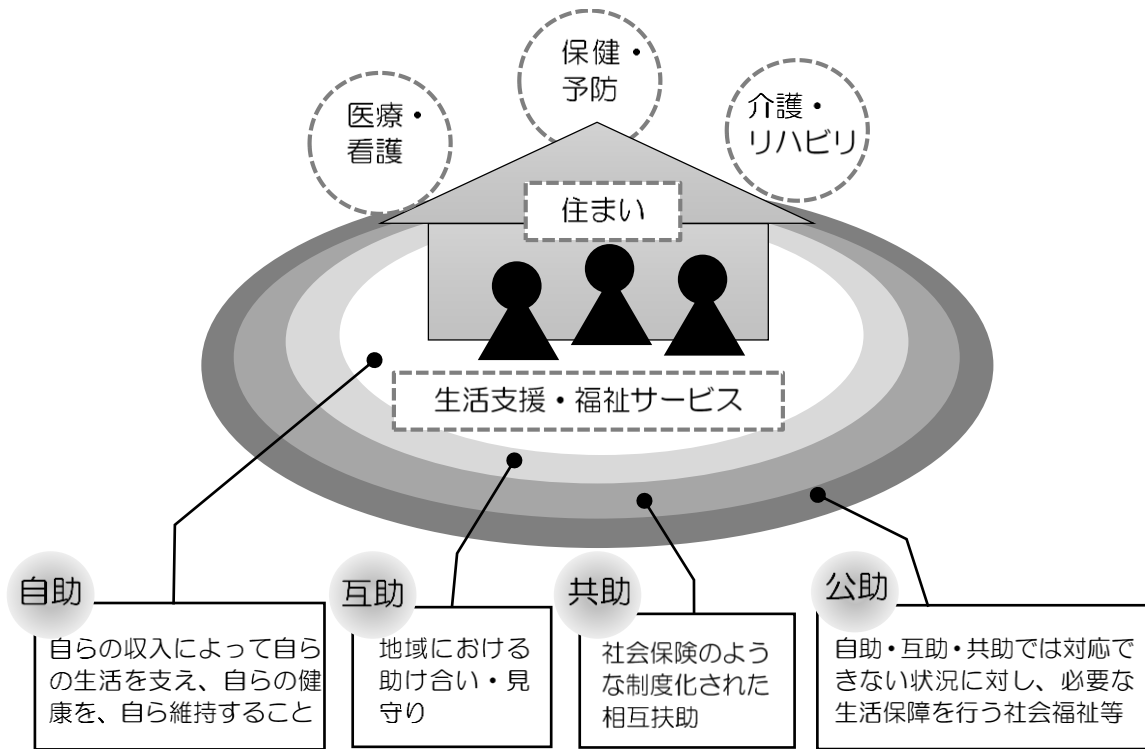


2 川辺町における地域包括ケア体制の構築

(1) 地域包括ケアの基本的な考え方

本町では、第3期計画より「地域包括ケア」の考え方を導入し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる環境の整備に取り組んできました。第6期となる本計画では、高齢化のピークを迎える平成37(2025)年を見据え、地域包括ケア体制を一層充実させていく仕組みを構築していきます。「医療・看護」「保健・予防」「介護・リハビリ」「住まい」「生活支援・福祉サービス」という5つの構成要素と、自助・互助・共助・公助という視点から、地域での包括的な支援・サービス提供を目指します。

■地域包括ケアのイメージ図



(2) 地域包括ケア体制構築における重点的取り組み事項

本町においては、現状や課題、これまでの取り組みを踏まえ、地域包括ケア体制構築のために以下の事項に重点的に取り組みます。

① 介護予防のための生きがい・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らしていくには、健康で生きがいがあることが重要です。そのためには、地域に根ざした、住民主体で参加しやすい介護予防活動を推進することや、元気なときから切れ目ない介護予防活動を継続させていくことが大切です。介護予防活動を地域のなかで仲間とともにいきいきとした暮らしを実現させることで、要支援・要介護状態に至らない、また、認定を受けても重度化を予防できるよう図ります。

② 高齢者を支援する多様な主体の発掘・育成・連携の強化

地域包括ケア体制構築において、行政を中心とした公的サービスだけでは、財政的な点からも、地域独自のシステムを構築する点からも困難です。地域における高齢者の多様な生活ニーズに応えるため、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体が協働しながら、地域全体で支え合う「互助」の体制をつくることが重要です。高齢者の生活支援の担い手となる主体を町内で掘り起し、育成とそれぞれの機関の連携を図ります。

③ 認知症施策の推進

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症高齢者への適切なケアを行うため、まずは認知症に対する正しい理解を進め、認知症高齢者を地域で支える仕組みをつくる必要があります。認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターなどの認知症高齢者を支える人材の育成や、認知症高齢者とその介護者を支援する取り組みを進めます。

3 施策の体系

(1) 基本目標

基本目標 1 地域で元気に暮らせるためのまちづくり

地域で高齢者が元気に暮らしていくため、介護や支援を必要とする人が適切に介護サービスを利用できるよう、サービスの提供体制を整備します。また、できるだけ要介護・要支援状態になることを防ぐための介護予防事業や、家族等の介護者の負担を軽減する事業を推進します。

基本目標 2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が必要とする日常生活支援や見守りを多様な形で提供できるよう、様々な主体を巻きこんだ地域の支え合い体制を構築します。また、防災・防犯事業や、医療と介護の連携の推進、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりにより、高齢者が安心して生活を送れる環境づくりに取り組みます。

基本目標 3 いきいきと活躍できるまちづくり

高齢者のいきいきとした暮らしを実現するため、心身が健康でいられるような健康づくり・生きがいづくり事業を推進します。また、暮らしの基盤となる、高齢者の居住環境の整備に取り組みます。

(2) 施策体系

基本目標1 地域で元気に暮らせるためのまちづくり	
方針1 介護サービスの提供体制の整備	
施策の方向1 居宅サービスの基盤整備	
施策の方向2 地域密着型サービスの基盤整備	
施策の方向3 施設サービスの基盤整備	
施策の方向4 介護サービスの質の向上	
方針2 地域支援事業の推進	
施策の方向1 介護予防・日常生活支援総合事業	
施策の方向2 包括的支援事業	
施策の方向3 任意事業	
基本目標2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	
方針1 地域における支え合いの推進	
施策の方向1 生活支援事業の推進	
施策の方向2 保健福祉分野の人材の確保	
施策の方向3 各部門・機関との連携強化	
方針2 安心・安全のまちづくり	
施策の方向1 防災・防犯対策の強化	
施策の方向2 医療と介護の連携の推進	
方針3 認知症高齢者への支援	
施策の方向1 認知症に関する知識・理解の浸透	
施策の方向2 認知症予防対策及び支援策の充実	
基本目標3 いきいきと活躍できるまちづくり	
方針1 健康づくりの推進	
施策の方向1 健康づくり事業の充実	
施策の方向2 スポーツ・レクリエーション活動の促進	
方針2 生きがいづくりの推進	
施策の方向1 社会参加と就労対策の推進	
施策の方向2 生涯学習の推進	
方針3 安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向1 住環境の整備	
施策の方向2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン導入の推進	

第4章 分野別施策

基本目標1 地域で元気に暮らせるためのまちづくり

方針1 介護サービスの提供体制の整備

現状・課題

- 要支援・要介護認定者が安心して地域で暮らしていくためには、介護保険制度によるサービスが、一人ひとりの状態に合わせて適切に提供される必要があります。
- 川辺町高齢者の生活に関するアンケート調査（以下、「アンケート」という）によると、一般高齢者では、介護体制を充実させていくために必要なことは、「在宅介護サービス（デイサービス・訪問介護・訪問看護など）の充実」が最も多くなっています。また、希望する介護のあり方は、一般高齢者、在宅要援護者ともに、「ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの介護サービスを活用しながら、自宅で介護してほしい」が最も多くなっています。さらに、在宅要援護者の介護者は、介護サービスの利用による変化として、「精神的に楽になった」が最も多くなっており、介護者の負担軽減につながっています。
- 住み慣れた自宅での暮らしを望む高齢者や、その家族を支援する居宅サービスは、今後もそのニーズの高さに応えた量の拡充と、質の向上が求められます。
- 地域密着型サービス、施設サービスについても、高齢者が安心して地域で暮らせる基盤となるため、適切な整備が必要です。
- 本町では、介護保険制度に基づいた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの提供とともに、それぞれのサービスの効果が最大限に発揮されるよう、資格取得に向けた研修の実施や第三者による評価の推進を行い、質の向上を図っています。

方針1 介護サービスの提供体制の整備

施策の方向1 居宅サービスの基盤整備

施策の方向2 地域密着型サービスの基盤整備

施策の方向3 施設サービスの基盤整備

施策の方向4 介護サービスの質の向上

施策の方向1 居宅サービスの基盤整備

介護や支援が必要な人が、自宅で安心して暮らし続けられるよう、介護保険制度に基づいた居宅サービスを提供します。

事業		内容		
1	訪問介護・ 介護予防訪問 介護	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつの介護・介助や、日常生活の援助などのサービスを提供します。 介護予防訪問介護が平成29年度から地域支援事業に移行することを踏まえ、利用者への周知と円滑な移行体制の整備を図ります。 		
		指標(平成29年度)	予防給付	826,122円
			介護給付	22,403,163円
2	訪問入浴介護・ 介護予防訪問入 浴介護	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり高齢者などの自宅を、入浴設備や簡易浴槽を積載した移動入浴車などで訪問し、入浴介助のサービスを提供します。 希望する人が適切に利用できるよう、機会の充実と質の向上を図ります。 		
		指標(平成29年度)	予防給付	0円
			介護給付	318,439円
3	訪問看護・介護 予防訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーションなどの看護師が自宅を訪問し、主治医の指示のもとに、病状の観察、療養上の世話(経管栄養や点滴の管理)、床ずれの手当てなどのサービスを提供します。 町内外医療機関の協力を得て、サービス量の確保・質の向上を図り、在宅で医療を必要としている人に対する適切なケアの提供を図ります。 		
		指標(平成29年度)	予防給付	3,027,253円
			介護給付	27,967,179円
4	訪問リハビリテ ーション・介護 予防訪問リハビ リテーション	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションなどのサービスを提供します。 近隣の介護老人保健施設などと連携し、重度化防止のためサービス量の確保・質の向上を図ります。 		
		指標(平成29年度)	予防給付	0円
			介護給付	0円

	事業	内容					
5	通所介護・介護 予防通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービスセンターにおいて、日帰りで食事、入浴のサービスや、日常動作訓練などのサービスを提供します。 ・ 介護予防通所介護が平成 29 年度から地域支援事業に移行することを踏まえ、利用者への周知と円滑な移行体制の整備を図ります。 					
		指標(平成 29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>予防給付</td> <td>1,982,846 円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>213,056,590 円</td> </tr> </table>	予防給付	1,982,846 円	介護給付	213,056,590 円
		予防給付	1,982,846 円				
介護給付	213,056,590 円						
6	通所リハビリテ ーション・介護 予防通所リハビ リテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設や介護老人保健施設などにおいて、日帰りでリハビリテーションなどのサービスを提供します。 ・ 近隣の介護老人保健施設などと連携を図り、重度化防止のためサービス量の確保・質の向上を図ります。 					
		指標(平成 29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>予防給付</td> <td>4,047,433 円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>87,298,830 円</td> </tr> </table>	予防給付	4,047,433 円	介護給付	87,298,830 円
		予防給付	4,047,433 円				
介護給付	87,298,830 円						
7	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院が困難な人の自宅に医師や歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導のサービスを提供します。 ・ 医療機関・薬局などの協力を得て、必要量に応じたサービスの確保と内容の充実を図ります。 					
		指標(平成 29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>予防給付</td> <td>1,917,117 円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>7,093,550 円</td> </tr> </table>	予防給付	1,917,117 円	介護給付	7,093,550 円
		予防給付	1,917,117 円				
介護給付	7,093,550 円						
8	短期入所生活介 護・介護予防短 期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設などの施設において、数日間の入所による、食事、入浴、排せつの介護や、日常生活の援助などのサービスを提供します。 ・ 特別養護老人ホームを中心とし、サービス量の確保・質の向上を図ります。 					
		指標(平成 29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>予防給付</td> <td>594,810 円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>45,645,711 円</td> </tr> </table>	予防給付	594,810 円	介護給付	45,645,711 円
		予防給付	594,810 円				
介護給付	45,645,711 円						
9	短期入所療養介 護・介護予防短 期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設などの施設において、数日間の入所による、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの医療サービスを提供します。 ・ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設などでの短期入所療養介護の利用増進を図り、サービス量の確保・質の向上を図ります。 					
		指標(平成 29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>予防給付</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>15,863,381 円</td> </tr> </table>	予防給付	0 円	介護給付	15,863,381 円
		予防給付	0 円				
介護給付	15,863,381 円						

	事業	内容					
10	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームや養護老人ホームなど、特定施設に入居している要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上ならびに療養上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。 サービスの利用意向を正確に把握し、利用者のニーズに応じたサービス提供を図ります。 					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指標(平成29年度)</td> <td>予防給付</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>14,780,620円</td> </tr> </table>	指標(平成29年度)	予防給付	0円	介護給付	14,780,620円
		指標(平成29年度)		予防給付	0円		
介護給付	14,780,620円						
11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の自立を助けるため、車椅子やベッドなどの福祉用具貸与のサービスを提供します。 制度の認知度の向上に努めるとともに、適正な利用を促すため、チェック体制の向上を図ります。 					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指標(平成29年度)</td> <td>予防給付</td> <td>967,427円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>20,025,821円</td> </tr> </table>	指標(平成29年度)	予防給付	967,427円	介護給付	20,025,821円
		指標(平成29年度)		予防給付	967,427円		
介護給付	20,025,821円						
12	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	<ul style="list-style-type: none"> 入浴や排せつ時に使用する、福祉用具などの購入費を支給するサービスを提供します。 制度の認知度の向上に努めるとともに、適正な利用を促すため、チェック体制の向上を図ります。 					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指標(平成29年度)</td> <td>予防給付</td> <td>265,546円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>717,778円</td> </tr> </table>	指標(平成29年度)	予防給付	265,546円	介護給付	717,778円
		指標(平成29年度)		予防給付	265,546円		
介護給付	717,778円						
13	住宅改修・介護予防住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修にかかる費用を一部支給します。 					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指標(平成29年度)</td> <td>予防給付</td> <td>355,914円</td> </tr> <tr> <td>介護給付</td> <td>3,790,412円</td> </tr> </table>	指標(平成29年度)	予防給付	355,914円	介護給付	3,790,412円
		指標(平成29年度)		予防給付	355,914円		
介護給付	3,790,412円						

施策の方向2 地域密着型サービスの基盤整備

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、市町村が主体となり小規模できめ細かいサービスを提供します。

	事業	内容		
1	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状態が比較的安定した認知症高齢者に対し、食事や入浴などの介護、支援、機能訓練を受けながら、家庭的な雰囲気の中で共同生活を営めるサービスを提供します。 ・ 住み慣れた地域での生活を継続するための支援に向けて、事業者との連携を密にし、指導を行います。 ・ 定住自立圏構想のなかで他市町村と連携し、施設の相互利用や、入所の際の事務手続きの簡略化などを検討します。 		
		指標(平成29年度)	予防給付	0円
			介護給付	76,026,318円

施策の方向3 施設サービスの基盤整備

自宅での生活が困難となった要介護認定者に対して、日常生活を円滑に送るための生活支援や、介護の重度化を防ぐ訓練などが受けられる施設を入所によって提供します。

	事業	内容	
1	介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理などのサービスを提供します。 援助を必要とする高齢者の生活支援に向けて、施設整備など量的な整備とともに、サービスの質の一層の向上を図ります。 入所待機者の数や状況を把握し、町内外の施設とも連携することで、待機者の解消に努めます。 	
		<table border="1"> <tr> <td>指標(平成29年度)</td> <td>介護給付</td> <td>185,802,483円</td> </tr> </table>	指標(平成29年度)
指標(平成29年度)	介護給付	185,802,483円	
2	介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする人に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話などのサービスを提供します。 援助を必要とする高齢者の生活支援に向けて、施設整備など量的な整備とともに、サービスの質の一層の向上を図ります。 	
		<table border="1"> <tr> <td>指標(平成29年度)</td> <td>介護給付</td> <td>179,510,868円</td> </tr> </table>	指標(平成29年度)
指標(平成29年度)	介護給付	179,510,868円	

施策の方向4 介護サービスの質の向上

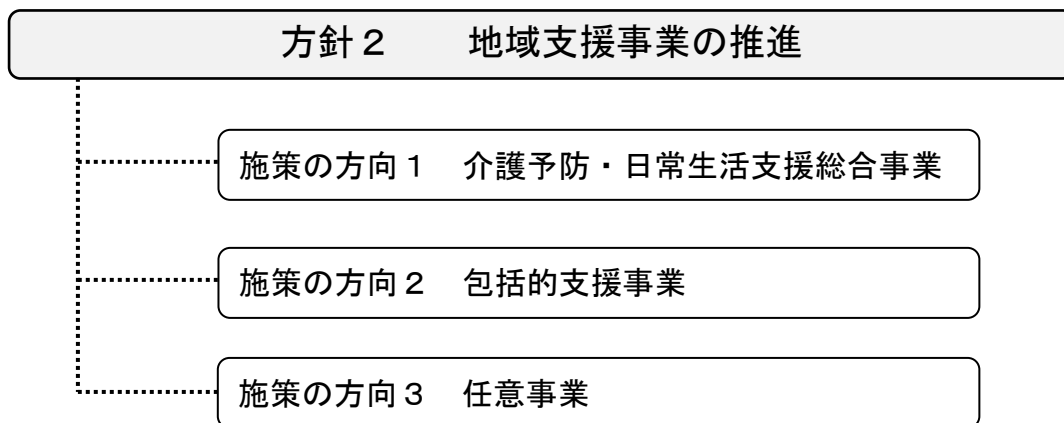
介護保険サービスの質の向上のため、介護保険サービス提供従業者に向けた研修や評価制度を実施します。

	事業	内容
1	専門資格取得の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 県や近隣市町村と連携し、介護サービス従業者がより高いレベルの技術を取得できるよう支援します。・ 各事業所へのスキルアップに向けた意識啓発を図ります。
2	第三者評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症対応型共同生活介護サービス提供事業所に対して、客観的な立場での公正・中立な第三者評価制度を推進し、サービスの改善、質の向上を図ります。

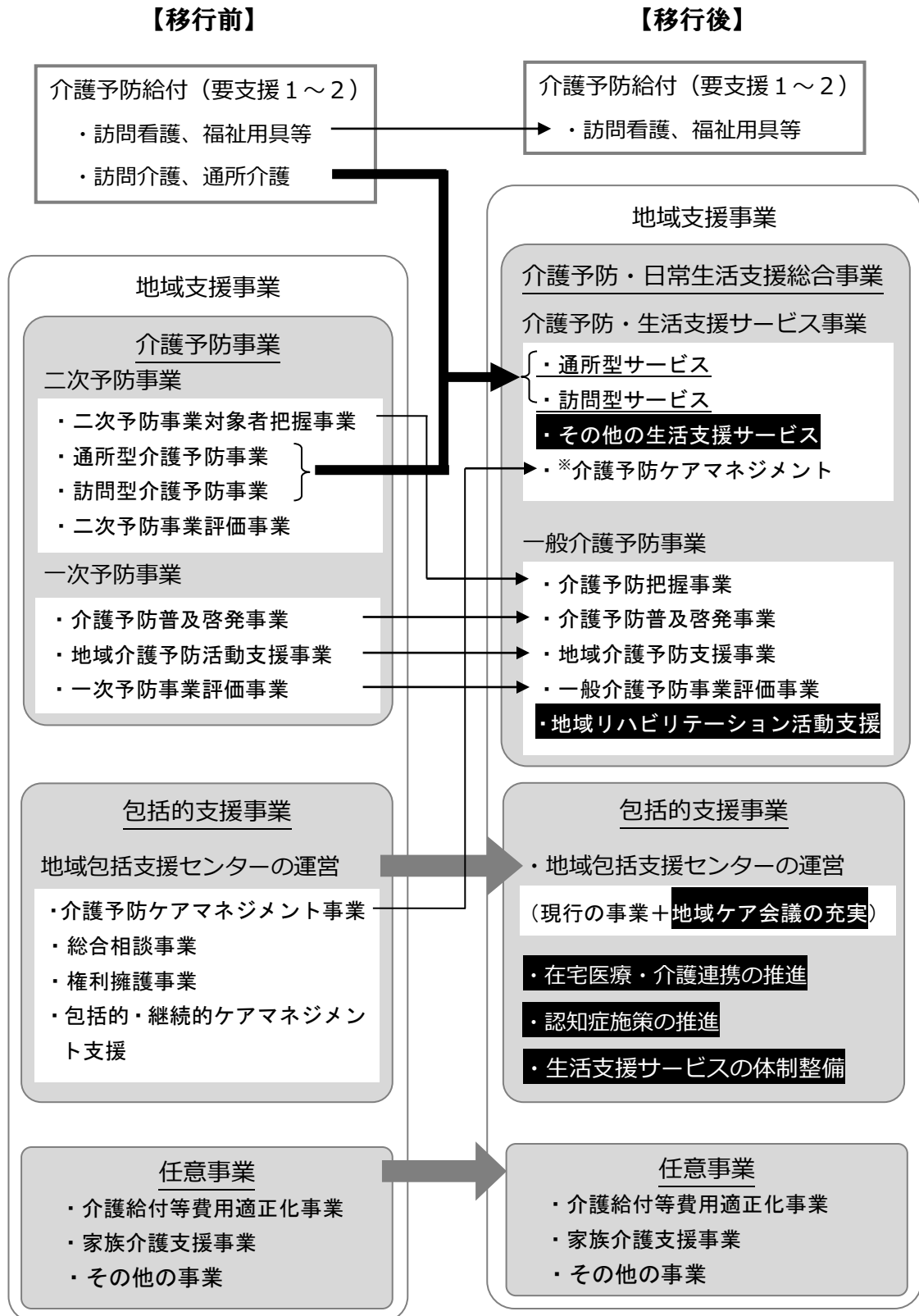
方針 2 地域支援事業の推進

現状・課題

- 地域支援事業は、介護が必要な状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。
- 介護保険制度改正により、市町村が地域の実情に応じて、多様な主体が柔軟に、効果的なサービス提供をできるよう、体系の見直しが行われ、介護保険予防給付として実施されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護の一部が地域支援事業として実施されることとなりました。
- 本町では、要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者の把握や、介護が必要とならないための介護予防事業、重度化を防ぐ事業を実施しています。また、地域での包括的な高齢者の支援を行うための関係者間のネットワーク構築や、介護者の負担軽減を図る事業を実施しています。
- 今後は制度の改正に合わせ、より地域の高齢者の実情に沿ったサービスを柔軟に提供できるよう、様々な主体と協働しながら提供体制を構築する必要があります。



■地域支援事業の体系変化



※包括的支援事業の介護予防ケアマネジメント事業費は事業移行の際に廃止し、新たに介護予防・生活支援サービス事業として位置づける。

施策の方向1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行などの制度改正を踏まえ、多様なサービス提供主体との連携により、幅広い高齢者を対象とした介護予防事業を実施します。

	事業	内容
1	＜介護予防・生活支援サービス事業＞訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 既存の介護事業所に加え、NPOや住民ボランティアなど多様な主体の掘り起しと連携によって、多様な訪問型サービスが選択可能となる体制の整備を図ります。 介護予防訪問介護が平成29年度から地域支援事業に移行することを踏まえ、利用者への周知と円滑な移行体制の整備を図ります。
2	＜介護予防・生活支援サービス事業＞通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、それぞれの状態に応じた「運動機能の向上」「口腔機能の向上」「栄養改善」などに効果があると認められる介護予防事業を通所により実施します。 既存の介護事業所に加え、NPOやいきいきふれあいサロン、住民ボランティアなど多様な主体の掘り起しと連携によって、多様なサービスが選択可能となる体制の整備を図ります。 サロンや福寿会などの高齢者の集まりにおいて介護予防の重要性を周知・啓発し、参加者の確保を図ります。 介護予防通所介護が平成29年度から地域支援事業に移行することを踏まえ、利用者への周知と円滑な移行体制の整備を図ります。
3	＜介護予防・生活支援サービス事業＞その他の生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、配食や見守り等の生活支援サービス体制を検討します。

	事業	内容
--	----	----

4	<p>＜介護予防・生活支援サービス事業＞介護予防支援事業（ケアマネジメント）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して①一次アセスメント、②介護予防プランの作成、③サービス提供後の再アセスメント、④事業評価などを実施し、総合事業のサービス等の適切な提供を図ります。 対象者が自立した生活を維持できるよう、サービス事業者と連携して適切なサービスの提供を行い、地域生活を支援します。
5	<p>＜一般介護予防事業＞介護予防把握事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健診での生活機能についての状態把握や、訪問活動、関係機関からの情報提供などにより、何らかの支援を要する可能性の高い高齢者の実態を把握し、介護予防活動の参加へとつなげます。
6	<p>＜一般介護予防事業＞介護予防普及啓発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターでの広報により、健康相談や健康教育、介護予防活動の普及・参加促進を図ります。 認知症高齢者増加を踏まえ、認知症予防に重点を置いた事業の普及・啓発を行います。 関係機関と連携し、介護予防知識の普及・啓発を推進します。
7	<p>＜一般介護予防事業＞地域介護予防活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防活動推進のため、住民ボランティアなどの地域活動組織の育成を図り、活動を支援します。
8	<p>＜一般介護予防事業＞一般介護予防事業評価事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況などの検証を通じ、事業評価を行うことで、事業の改善・質の向上を図ります。 事業への参加者の感想・反応などは随時確認し、そのつど改善・対応を行います。
9	<p>＜一般介護予防事業＞地域リハビリテーション活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職による助言により、介護予防を目的とした取組の機能体制強化を検討します。

施策の方向2 包括的支援事業

高齢者の地域での暮らしを支援するため、地域包括支援センターを中心に、相談支援やケアマネジャーへの支援、権利擁護のための取組を実施します。加えて、医療・介護の連携や認知症高齢者への施策について重点的に取り組みます。

	事業	内容
1	総合相談支援事業／権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者に対し、介護サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため①地域におけるネットワークづくり、②ネットワークなどを通じた地域の高齢者の実態把握、③サービスに関する情報提供や継続的・専門的な相談支援、④権利擁護の観点から対応が必要な人への支援などを実施します。 ・ 連合福寿会・民生児童委員協議会・赤十字奉仕団・町社会福祉協議会・地域包括支援センターが集まって、地域包括支援ネットワーク会議を開催し、各機関の実施事業についての情報交換やネットワークづくりなどを行います。 ・ 地域包括支援センターの相談支援の事業内容を積極的に周知し、利用促進を図ります。 ・ 関係機関と連携を取りながら事業推進に努めるとともに、日頃から地域で高齢者を見守るネットワークづくりを推進します。
2	包括的・継続的ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関やボランティアを含む地域の関係機関との連携・協力体制を整備し、主治医、ケアマネジャーなど多職種が協働することで、包括的・継続的なケアマネジメントの支援を行います。 ・ 地域のケアマネジャーへの支援のため、関係機関と連携を取りつつ、困難なケースへの対応や、サービスの調整、ケアプランの作成記述の指導や相談、支援困難事例の指導助言などを行います。 ・ 近年、虐待や、認知症の一人暮らし高齢者、高齢者世帯などへの対応についての相談が増えているため、関係機関と連携を図りつつ、虐待の防止、早期発見・対応に取り組めます。

	事業	内容
3	ケアマネジャーの資質の一層の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーへの指導・教育を積極的に推進し、資質の一層の向上を図ります。 ・ 利用者が公平にサービスを利用できるよう、年6回ケアマネジャー連絡会を実施し、地域のケアマネジャーに介護保険情報の提供や研修を行うとともに、ケース検討を実施します。
4	地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが中心となり、庁内保健福祉担当課、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会、関係機関等で会議を開催し、困難ケースなど、ケアマネジャーから持ちこまれた相談ケースなどについて協議します。 ・ 必要に応じて会議の参加者数を増減し、介護予防・生活支援サービスの総合調整を行います。 ・ 養護老人ホームの入所判定委員会を必要に応じて開催します。
5	在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加茂医師会との連携により、医療・介護の一体的な提供体制を構築します。 <p>※詳細はP. 59「施策の方向② 在宅医療と介護連携の推進」に記載しています。</p>
6	認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の早期発見・早期対応により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしを続けられる支援体制づくりを推進します。 <p>※詳細はP. 60～「方針3 認知症高齢者への支援」に記載しています。</p>
7	生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で生活支援・介護予防サービスを適切に供給するため、サービスの調整役である生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や、コーディネーターとサービス提供主体が連携・情報共有等を行う協議体を設置します。

施策の方向3 任意事業

在宅で介護を行う家族のための研修や、介護者同士の交流事業、また適切にサービスが提供されているかの検証を実施し、高齢者やその家族の暮らしを支援します。

	事業	内容
1	家族介護者教室	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会、地域包括支援センター、関係事業所などが連携して介護している家族に、介護方法の基礎知識や、技能習得のための教室を開催します。 町社会福祉協議会が主催する年2回の「介護者の集い」に地域包括支援センターが参加し、介護している家族の悩みや思いなどを聞き、相談や助言を行います。
2	介護者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会、地域包括支援センター、関係事業所などが連携し、介護している人同士が交流できる機会を設けます。 町社会福祉協議会が主催する年2回の「介護者の集い」に地域包括支援センターが参加し、交流を促進することで、介護している家族の心身の負担軽減を図ります。
3	紙おむつ購入費助成等事業	<ul style="list-style-type: none"> 概ね65歳以上の重度となった要介護認定者で、紙おむつが必要な人に対して、同居家族の住民税課税額に応じて紙おむつを現物支給します。
4	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う成年後見の申し立て経費や、低所得の高齢者に係る成年後見人の報酬の助成を行います。 住民に対して積極的に事業を周知し、利用促進を図ります。
5	介護給付費適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> 不要なサービスが提供されていないかの検証や適正化に関する情報提供、連絡協議会などの開催により、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備するとともに、介護給付費の適正化を図ります。 サービス担当者会議への参加や面接により、ケアプランのチェックを行います。

基本目標2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

方針1 地域における支え合いの推進

現状・課題

- 本計画は、高齢化のピークを迎えるといわれる平成 37 (2025) 年にむけ、地域包括ケア体制を構築していくことに重点を置いています。そのためには、専門的な介護サービス従事者だけでなく、ボランティアやNPOなどインフォーマルな活力を巻きこんだ地域の支え合いのネットワークづくり構築が求められます。
- アンケートによると、一般高齢者の家族と同居している人では、日中一人になることがあるかは、「よくある」「たまにある」を合わせた『ある』が約6割となっています。また、外出を控えているかは、「控えている」が約1割となっています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯、また家族と同居していても日中一人になる高齢者のための日常生活支援や見守り、外出の手助けを行う必要があります。
- 本町では、地域の高齢者の暮らしを支える生活支援事業や、事業者や庁内の関係課、医療関係者、ボランティア団体などと連携して、地域全体における高齢者の見守り活動を実施しています。

方針1 地域における支え合いの推進

施策の方向1 生活支援事業の推進

施策の方向2 保健福祉分野の人材の確保

施策の方向3 各部門・機関との連携強化

施策の方向1 生活支援事業の推進

自宅で暮らす高齢者の日常生活の不安を解消するため、生活支援や見守りを実施するとともに、各制度の周知によって支援を必要とする人のサービス利用につなげます。

	事業	内容
1	町社会福祉協議会による福祉用具・車両等貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会において、福祉協力校である小中学校などから寄贈される車椅子などを無料で貸し出します。また、福祉車両の貸し出しも行っています。
2	いきいきふれあいサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のふれあいを通じた生きがいをづくり、閉じこもり予防を目的に、月1回程度、地域の集会所などに集まって介護予防・生きがいをづくり活動を推進します。 既存サロンの継続や新規サロンの開設のため、現状のボランティア以外にも、サロン活動を支援できるサロンボランティア養成を検討します。
3	軽度生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者に対して、買い物や洗濯などの日常生活の支援や、見守り、相談などを行うホームヘルパーを週1回程度派遣し、在宅での自立した生活を維持できるよう支援します。 町社会福祉協議会が養成する福祉委員によって地域での見守り活動を今後も実施します。 平成29年度より、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して実施します。
4	緊急通報システム事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしや援護が必要である高齢者などに対して、緊急時に、隣人・家族などと協力し、迅速な対応ができるよう、緊急通報装置を貸与・設置します。
5	外出支援（移送）サービス	<ul style="list-style-type: none"> 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある人を対象に、福祉車両を用いて、町内及び加茂管内の公共施設や病院、医療機関などへの移送を行います。

施策の方向2 保健福祉分野の人材の確保

サービスの安定した提供のために、各サービス事業者と連携し、良質な人材確保を図ります。

	事業	内容
1	各サービス機関での専門職の確保	<ul style="list-style-type: none">各サービス機関との連携により、保健福祉分野における良質な専門職の確保を図ります。地域包括支援センターにおいて理学療法士等の専門職を確保し、地域リハビリテーション支援事業の実施を検討します。

施策の方向3 各部門・機関との連携強化

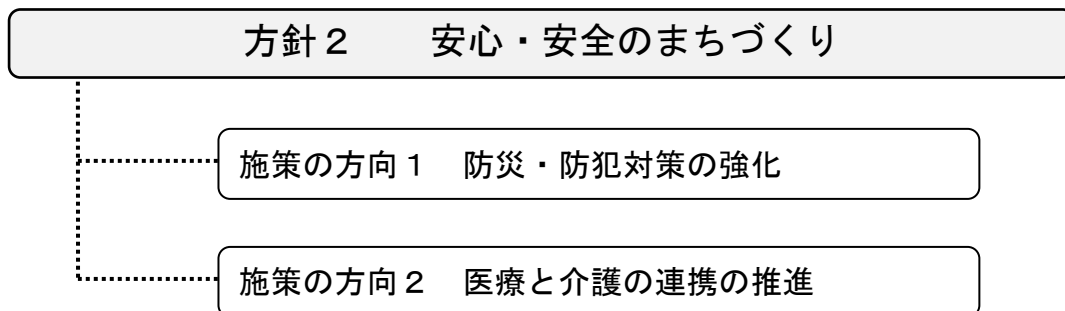
地域の様々な事業所や団体が連携・情報共有することで、各サービスの円滑な提供と質の向上を図り、高齢者はもちろんあらゆる世代の住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

	事業	内容
1	各サービス事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて、サービス事業所と連携したケアマネジャー連絡会や、講演会、ケース検討を実施します。 介護サービス事業所に対して、近隣市町村と連携を図り研修会などを開催し、高齢者やその家族に対する適切なサービスの提供を支援します。 どの介護サービス事業所を選択しても、同じ質の介護サービスが提供されるよう、サービスの質の向上及び平準化を図ります。
2	庁内関係各課との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや町社会福祉協議会、庁内関係各課との連携、情報共有により、地域の実情に応じた高齢者福祉の推進を図ります。
3	各団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 医師会、歯科医師会、町社会福祉協議会、サービス事業者、ボランティア団体で、困難なケースへの対応など必要時の連携や、定期的な情報共有を行い、相互の連携・協働を推進します。

方針2 安心・安全のまちづくり

現状・課題

- 高齢者が毎日を安心しておだやかに生活していくためには、地域での災害時の高齢者支援や、高齢者をターゲットとした犯罪に巻き込まれないような対策が必要です。
- アンケートによると、災害時の避難対策として行っていることは、一般高齢者では「避難場所や順路の確認」、在宅要援護者では「何もしていない」が最も多くなっています。また、災害時における家族との話し合いや決めごとについて、一般高齢者、在宅要援護者ともに「必要だと思うができていない」が最も多くなっています。
- 地域で安心して暮らしていくために、防災・防犯の意識向上のための意識づけを図るとともに、高齢者だけでなく住民全体を巻きこんだ体制づくりが必要です。
- 本町では、民生児童委員協議会と協力して防災・防犯体制を整備し、地域住民への意識の向上を図っています。
- また、高齢化の進行とともに介護だけでなく医療を必要とする高齢者が増加するため、医療と介護の連携体制を構築する必要があります。
- 医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう、各関係機関が協働し、情報共有を行うことで切れ目のない支援を提供することが求められます。



施策の方向1 防災・防犯対策の強化

災害時に一人で避難することが困難な高齢者の把握や支援体制を整備し、町地域防災計画に基づき周知を図ります。また、高齢者が悪質な犯罪に巻き込まれないような働きかけを行います。

	事業	内容
1	避難行動要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 町が作成した要援護者地域見守り台帳と、町社会福祉協議会が作成している各地区の福祉マップの情報をデータベース化し、避難行動要支援者を把握します。
2	福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者など、避難所生活において特別な配慮が必要な人の実態を把握し、福祉避難所の増設を検討します。 現在設置している福祉避難所でどのような人が避難できるのかを事前に調査し、それぞれの特性に合った支援を充実します。
3	災害ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> 町内や近隣市町村での災害時に、庁内関係各課や町社会福祉協議会と連携しながら迅速な救援活動が行えるよう、災害ボランティアの育成について検討します。 町内で災害ボランティアに参加した人の体験談を聞く機会を設定するなど、災害ボランティアに対する住民の認識を高めます。
4	防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員協議会や福寿会、自治会活動を行う高齢者やボランティアに対し、防犯に関する意識啓発のための情報提供や講習会を行い、地域の見守り体制の強化を図ります。 「すぐメールかわべ」への登録により、防犯情報や地震など災害情報が入手できるよう支援します。

施策の方向2 医療と介護の連携の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、加茂医師会が行う地域在宅医療連携推進事業に参画することで介護と医療の連携を推進し、近隣市町村と協力しながら、必要な医療が受けられる体制を整備します。

	事業	内容
1	地域の医療・福祉資源の把握及び活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医療・介護資源情報を把握し、地図やリストで体系的に整理することで、情報を共有できる仕組みを構築します。 加茂医師会のホームページや「加茂地域医療・介護・福祉サービスマップ」など、インターネット上で情報を公開し、周知します。
2	多職種連携会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に関係する多職種が一堂に会する連携会議を設置し、顔の見える関係を構築します。 ネットワーク協議会「かも丸ネット」、多職種連携ワーキング班会議等を年6回程度開催します。
3	研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 学習会や症例研究会、在宅チーム医療に関する研修会などの開催を通じ、多職種連携の強化を図ります。 「かも丸研修会」や多職種協働に関する研修会、講演会を年1回程度開催します。
4	地域包括支援センター・ケアマネジャーの医療面の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの職員やケアマネジャーの医療面での知識不足等を補うため、管内医師との意見交換会を行い、医療的支援の強化を図ります。 医療機関からの退院時に患者が円滑に介護サービスを利用できるよう、地域包括支援センターとの連携を図ります。
5	効率的な情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 患者に関する情報を多職種間で共有し、円滑な連絡ができるよう、連携ノート「かも丸ノート」の企画・作成・配布を行います。 インターネットを利用した在宅医療多職種連携システムの構築を検討します。
6	地域住民への在宅医療の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療やその機能、役割を地域住民に広く周知し、普及を図るため、在宅医療のガイドマップの作成を検討します。

方針3 認知症高齢者への支援

現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も今後増加していくことが想定されます。
- アンケートによると、一般高齢者で健康について知りたいことは、「認知症の予防について」が最も多くなっています。また、認知症高齢者への必要な支援として、一般高齢者、在宅要援護者ともに「正しい知識を持った支援者の養成」、「近隣住民による見守り」が多くなっています。
- 認知症に関する正しい知識を家族だけでなく住民が身につけ、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を構築する必要があります。
- 認知症予防や重度化を防ぐため、認知症予防事業の実施や早期発見・対応が可能な仕組みづくりが求められます。
- 本町では、健康教育や相談によって認知症への理解を高める事業や、認知症を予防するための事業の実施、また認知症高齢者を支える認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの育成、支援をしています。

方針3 認知症高齢者への支援

施策の方向1 認知症に関する知識・理解の浸透

施策の方向2 認知症予防対策及び支援策の充実

施策の方向1 認知症に関する知識・理解の浸透

高齢者やその家族、地域住民の認知症に関する正しい理解を広めるため、健康相談等の機会を利用して啓発を行います。また、認知症により判断能力が低下した高齢者の権利を守る事業を実施します。

	事業	内容
1	認知症に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防の必要性や認知症の理解促進のため、サロンや福寿会を対象とした健康相談や健康教育での啓発を行います。 川辺町要援護者見守りネットワークを活用し、町や地域包括支援センター、協力事業所、関係機関、地域住民が協力して、認知症高齢者及びその家族を支援する体制づくりに取り組みます。
2	認知症に関する相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを中心に、認知症についての相談・ケア体制を構築し、相談者に対する知識の普及・情報提供を行います。 認知症を発症した場合、認知症疾患医療センターと連携し、早期発見・早期対応を図ります。
3	成年後見制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や知的障がいのある人など、判断能力が十分ではない人の権利を守るため、成年後見制度の利用を支援します。 利用促進を図るため、高齢者の集まる場所で普及・啓発を行います。
4	市民後見人制度体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や知的障がいのある人など、判断能力が十分ではない人で、成年後見人等に就任する親族がいない人の権利を守るため、市民後見人制度の整備を検討します。

施策の方向2 認知症予防対策及び支援策の充実

認知症を予防する事業の実施や、認知症の早期発見・早期対応のための仕組みづくり、認知症高齢者やその家族を支援する事業を実施します。

	事業	内容
1	介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症を早期から予防するため、介護予防事業により、若年期から積極的に予防に取り組めるよう働きかけます。 ボランティア団体などの協力を得て、介護予防事業の拡充を検討します。
2	認知症サポーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> 認知症についての知識や対応の仕方を地域住民が理解し、認知症支援の担い手となれるよう、認知症サポーターを育成します。 商工会などに積極的に働きかけ、さらに広い範囲で認知症高齢者の地域生活支援・家族介護支援を推進します。
3	認知症キャラバン・メイトの育成支援と連携	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターを育成するにあたり、岐阜県と連携して講師役となる認知症キャラバン・メイトの育成を進めます。 地域包括支援センター職員だけでなく、高齢者に携わる職種へキャラバン・メイトとなる講座の受講を促進することで、認知症サポーターの育成体制を強化します。 キャラバン・メイトと連携し、住民に対する認知症についての周知・啓発をさらに推進します。
4	認知症家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> 家族などの介護者支援の視点も含めたケアプラン作成や、サービス提供の検討、「認知症カフェ」（認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場）の普及などにより、家族などの介護者の負担軽減を図ります。
5	認知症ケアパスの作成・活用	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の進行状況にあわせて「いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか」を明確にするため、地域のサービスの把握、マップの作成を通して、サービス提供の流れを示します。

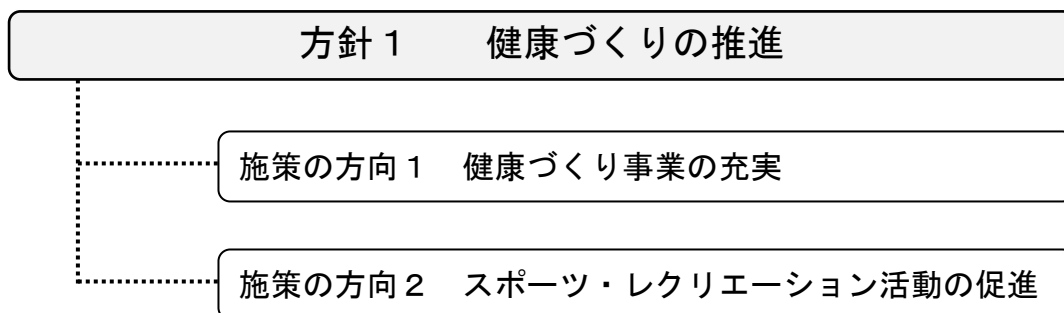
	事業	内容
6	認知症初期集中支援チームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の早期診断・早期対応を推進するため、専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」の設置を、近隣市町村と連携し、検討します。 ・ 認知症が疑われる人の家庭を訪問し、生活状況や認知機能などの情報収集や評価を行うことで、適切な診断へと結びつけ、本人・家族への支援を行います。
7	認知症地域支援推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関を実態に応じて連携させる支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う、認知症地域支援推進員の配置を検討します。

基本目標3 いきいきと活躍できるまちづくり

方針1 健康づくりの推進

現状・課題

- 高齢者がいつまでも元気に暮らしていくには、身体健康づくりが不可欠です。
- アンケートによると、一般高齢者では「健康でない」が3割弱となっており、また、病院や医院には約8割が通院しています。
- 介護が必要な状態となる前から健康づくりに関する意識づけや正しい知識の定着を図るとともに、疾病の早期発見、早期治療を行うことで健康な身体を維持していくことが重要です。
- 本町では、高齢者が健診・検診を受けるような働きかけや、健康教育による健康づくりへの意識向上を促す事業の実施、身体を動かす機会の提供をしています。



施策の方向1 健康づくり事業の充実

高齢者の健康の維持・増進をめざし、疾病の早期発見のための健診・検診、健康に関する教育や相談が受けられる事業を実施します。

	事業	内容
1	健診・検診の受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診、後期高齢者健診を実施し、高齢者の自己の健康管理、生活習慣の改善を促進します。 ・ がん検診との同時実施や、日曜日検診、未受診者に対するアンケート調査の実施や訪問、健診・検診の重要性の周知・啓発などにより、受診率の向上を図ります。
2	歯の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周疾患検診を実施し、口腔ケアについての情報を提供します。 ・ 「8020 達成者表彰」など 8020 運動の周知・啓発により、自分の歯を維持し続ける意識促進を図ります。
3	健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病の予防など健康に関する事項について、保健師・管理栄養士が健康教育を実施し、正しい知識の普及を図ります。 ・ 健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスク数に基づいて階層化された動機づけ支援・積極的支援対象者に対し、保健師・管理栄養士が6か月間の特定保健指導を実施します。（75歳未満） ・ 生活習慣病予防及び重症化予防を図るため、教室の実施や広報などを用いた健康づくりに関する情報提供を行います。 ・ 保健センターが主体となり、住民の健康を維持していくための支援を行います。
4	健康相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師及び管理栄養士などが関係機関と連携を図り、心身の健康に関する個別の相談・指導や助言を行い、家庭における健康管理を支援します。 ・ 心の健康づくりの支援を強化し、うつ・閉じこもりを予防します。

施策の方向2 スポーツ・レクリエーション活動の促進

高齢者が身体を動かし、様々な人と交流できる機会を拡充することで、健康づくりの支援をします。

	事業	内容
1	高齢者のスポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none">・ 公益財団法人岐阜県教育文化財団の健康長寿事業、福寿会、地区自治会などと連携を図りながら、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。・ 川辺町スポーツクラブのメニューのなかで、「いきいき健康体操」など高齢者向けの講座を継続して開催し、高齢者のスポーツ活動を促進します。

方針2 生きがいがづくりの推進

現状・課題

- 高齢者が地域でいきいきと暮らしていくには、身体だけではなく心の健康が大切であり、生きがいを持って自分らしく暮らすことは、介護予防にもつながります。
- アンケートによると、一般高齢者では、趣味や生きがいがある人が約7割となっており、その内容については、「家族・友人とのふれあい」「テレビを見たり、ラジオを聞いたりすること」「働くこと」が多くなっています。また、仕事をやめた後や今後したい活動は、「趣味の活動やサークル活動にかかわりたい」が多くなっています。
- 高齢化の進行に伴い、高齢者はただ「支えられる人」ではなく、知識や経験を活かし、地域に貢献する活力となることが今後ますます求められ、そのような場を整備する必要があります。
- 本町では、高齢者の社会参加による生きがいがづくりのため、就労や福寿会などの自主団体の支援、生涯学習の推進をしています。

方針2 生きがいがづくりの推進

施策の方向1 社会参加と就労対策の推進

施策の方向2 生涯学習の推進

施策の方向1 社会参加と就労対策の推進

高齢者が自らの知識や技能、経験を地域で発揮することで、生きがいつくりや介護予防だけでなく、社会貢献へとつながる事業を推進します。

	事業	内容
1	シルバー人材センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の社会参加の促進や地域社会への貢献を目的に、植木・盆栽の剪定や手入れ、簡単な家屋の修理、草刈り、清掃などの作業を会員に依頼します。 ・ 若い会員の増加に向けた活動として、広報紙などの活用し、シルバー人材センターを周知します。
2	高齢者の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館講座や夏休みの子ども向けの講座において、様々な知識や経験を持つ高齢者が指導者となって活動することを推進します。 ・ 町社会福祉協議会や教育委員会と連携し、公民館講座などにおける指導者の発掘・養成を推進します。
3	福寿会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者による自主的な組織「福寿会」において、地域福祉、地域交流など様々な地域活動を展開できるよう、庁内関係各課と連携を図り、活動を支援します。 ・ 町社会福祉協議会が各地区の単位福寿会を支援し、福祉、教育、環境保全などの活動をそれぞれ行います。

施策の方向2 生涯学習の推進

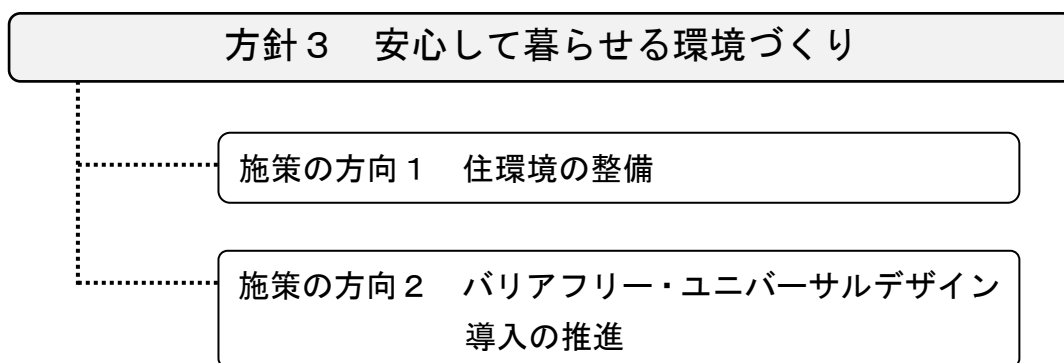
高齢者が様々な人との交流や学びの機会を通して、生涯豊かな心で生きられるよう、生涯学習や仲間づくり活動の場の設置・支援をします。

	事業	内容
1	生涯学習の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が心豊かな生活を送り、現代社会に必要な教養と感覚を身につけられるよう、料理教室や日帰り旅行、音楽鑑賞などを行う「高齢者学級」を開催します。
2	サークル活動 (仲間づくり) の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福寿会などの同世代の活動、スポーツ・レクリエーション活動、ふれあいサロン活動、「手芸」「俳句」「将棋」などのサークル活動など、地域活動での交流を通し、生活の充実や仲間づくりを促進します。 ・ 活発な活動を支援し、高齢者の社会的孤立や、うつ病などを予防するとともに、生きがいつくり・仲間づくりを促進します。

方針3 安心して暮らせる環境づくり

現状・課題

- 自宅で住み続けるのが困難な高齢者に対しては、安心して暮らせる居住環境を確保する必要があります。
- 本町では、介護保険サービスによる施設サービス提供のほか、老人ホームやケアハウスとの連携によって、自宅での生活が困難な高齢者が地域での暮らしを継続できるよう支援しています。
- また、高齢者が地域で様々な活動に参加するには、移動の困難がないような地域の環境整備が必要です。
- 本町では、町内での移動が容易となるよう、バリアフリー化を推進しています。



施策の方向1 住環境の整備

在宅での生活が困難になった高齢者に対し、地域で安心して暮らせる施設に円滑に入所できるよう、各施設との連携を図ります。

	事業	内容
1	養護老人ホームとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定を受けていない、自宅での生活が困難な高齢者が円滑に養護老人ホームに入所し、養護を受けられるよう支援します。 在宅での生活が困難となった高齢者の利用施設として、町外施設との連携を強化します。
2	ケアハウスとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での生活が難しい高齢者を対象に、生活相談・食事・入浴サービスなどの入所でのサービス提供や、ボランティアなどによる訪問活動を促進します。 在宅での生活が困難となった高齢者の利用施設として、町内のケアハウスと連携を図り、充実したサービスの提供を推進します。

施策の方向2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン導入の推進

高齢者の社会参加促進を図るため、公共の場のバリアフリー化や、住民に対するユニバーサルデザインに関する意識づけを推進し、高齢者が地域で安心して外出できる環境整備を推進します。

	事業	内容
1	建築物・道路の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 主要な公共施設において、障がい者用駐車場の確保や、入口のスロープ、ユニバーサルトイレ、点字ブロックなどの設置によりバリアフリー化を推進します。・ 公共施設、道路整備の際にバリアフリー化に努め、高齢者、障がいのある人にも住みよいまちづくりを推進します。
2	ユニバーサルデザインに関する啓発と情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 住民の福祉意識向上のための啓発活動や福祉教育を福祉・健康フェアや広報紙などを通じ実施します。

第5章 介護サービスなどの見込み量の算定

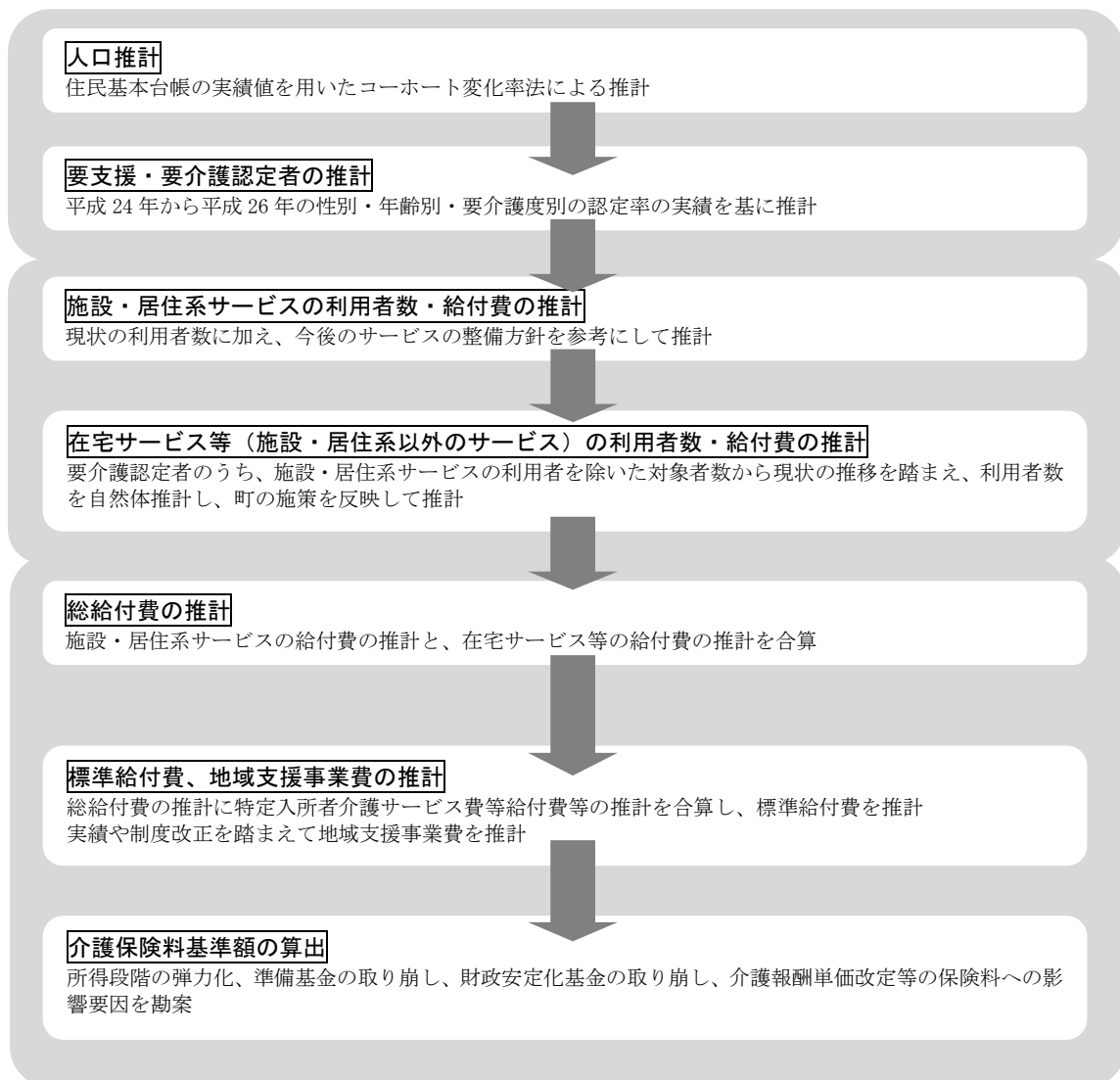
※端数処理をしているため、内訳の和が合わない箇所があります。

1 各年度の介護サービス量の見込み

(1) 介護サービス量算出の手順の概要

介護サービス量の見込みは、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の介護保険事業運営の基礎となるものです。平成 24 年度以降の介護サービス利用実績をもとに、高齢者人口の増加や今後のサービス利用意向などを考慮し、推計します。

推計にあたっては、国の示す算出手順に従い、介護サービス総給付費及び介護保険料基準額を推計します。なお、見込み量の算出の手順の概要は下記の通りです。



(2) 人口推計

①総人口の推計

平成 27 年度から平成 29 年度までの人口は、住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により推計します。人口推計では総人口は年々減少しており、内訳をみると、15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口が減少している一方、65 歳以上の高齢人口は増加し続けています。それに伴って、高齢化率も年々増加することが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総 数			
15 歳未満	1,310 人	1,286 人	1,275 人
15～64 歳	6,047 人	5,925 人	5,806 人
65 歳以上	3,101 人	3,143 人	3,162 人
合計	10,458 人	10,353 人	10,243 人

②被保険者の推計

第 1 号被保険者数（65 歳以上人口）は年々増加していきます。内訳をみると、前期高齢者・後期高齢者ともに増加していきます。

■被保険者数の推計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総 数			
第 1 号被保険者	3,101 人	3,143 人	3,162 人
前期高齢者	1,464 人	1,491 人	1,491 人
後期高齢者	1,637 人	1,652 人	1,671 人
第 2 号被保険者	3,377 人	3,291 人	3,245 人
合計	6,478 人	6,434 人	6,407 人

(3) 要支援・要介護認定者の推計

要介護認定者数の推計をみると、第1号被保険者の認定者数は増加、第2号被保険者の認定者数は増加または横ばいが見込まれます。

■要介護認定者数の推計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 号被保険者			
要支援 1	25 人	29 人	33 人
要支援 2	40 人	46 人	52 人
要介護 1	90 人	94 人	98 人
要介護 2	97 人	100 人	104 人
要介護 3	95 人	102 人	108 人
要介護 4	58 人	60 人	61 人
要介護 5	41 人	42 人	43 人
合計	448 人	473 人	499 人
第 2 号被保険者			
要支援 1	1 人	1 人	1 人
要支援 2	0 人	0 人	0 人
要介護 1	1 人	1 人	1 人
要介護 2	1 人	2 人	2 人
要介護 3	1 人	2 人	2 人
要介護 4	1 人	2 人	2 人
要介護 5	3 人	3 人	3 人
合計	9 人	11 人	12 人
合 計	458 人	483 人	511 人

(4) 介護サービス利用者数の推計

①施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス利用者数は、実績をもとに算出しています。

介護老人福祉施設の利用者数は、平成 27 年に認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設が増床することや近隣市町村での整備状況などを勘案し、増加を見込んでいます。

■施設・居住系サービス利用者数の推計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居住系サービス			
特定施設入居者生活介護	7 人	7 人	7 人
認知症対応型共同生活介護	22 人	24 人	26 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 人	0 人	0 人
施設サービス			
介護老人福祉施設	61 人	62 人	65 人
介護老人保健施設	55 人	56 人	60 人
介護療養型医療施設	1 人	1 人	1 人

②居宅サービス利用者数の推計

居宅サービス利用者数は、要介護認定者から施設・居住系サービス利用者を除いた人数を対象者とし、実績と施策反映に基づいて見込んでいます。

■居宅サービス利用者数の推計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
訪問介護	70 人	81 人	60 人
訪問入浴介護	3 人	4 人	4 人
訪問看護	34 人	40 人	43 人
訪問リハビリテーション	0 人	0 人	0 人
居宅療養管理指導	60 人	70 人	78 人
通所介護	180 人	200 人	187 人
通所リハビリテーション	75 人	78 人	80 人
短期入所生活介護	58 人	69 人	78 人
短期入所療養介護（老健）	11 人	13 人	14 人
短期入所療養介護（病院等）	0 人	0 人	0 人
福祉用具貸与	146 人	171 人	182 人
特定福祉用具購入	43 人	45 人	46 人
住宅改修	8 人	10 人	10 人
介護予防支援・居宅介護支援	270 人	291 人	311 人

(5) 介護サービス総給付費及び地域支援事業費の推計結果

①介護給付の推計

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス				
訪問介護	給 付 費	26,686,380 円	24,404,926 円	22,403,163 円
	回 数	803 回	763 回	723 回
	人 数	50 人	53 人	55 人
訪問入浴介護	給 付 費	586,701 円	190,836 円	318,439 円
	回 数	4 回	1 回	2 回
	人 数	3 人	4 人	4 人
訪問看護	給 付 費	20,856,047 円	26,351,566 円	27,967,179 円
	回 数	468 回	596 回	632 回
	人 数	30 人	34 人	36 人
訪問リハビリテーション	給 付 費	0 円	0 円	0 円
	回 数	0 回	0 回	0 回
	人 数	0 人	0 人	0 人
居宅療養管理指導	給 付 費	5,669,557 円	6,513,767 円	7,093,550 円
	人 数	52 人	59 人	64 人
通所介護	給 付 費	164,259,887 円	190,218,024 円	213,056,590 円
	回 数	1,804 回	2,077 回	2,329 回
	人 数	154 人	169 人	182 人
通所リハビリテーション	給 付 費	67,924,659 円	76,922,097 円	87,298,830 円
	回 数	635 回	731 回	848 回
	人 数	66 人	68 人	70 人
短期入所生活介護	給 付 費	45,819,014 円	48,462,244 円	45,645,711 円
	日 数	429 日	447 日	419 日
	人 数	57 人	68 人	76 人
短期入所療養介護	給 付 費	9,243,230 円	12,586,264 円	15,863,381 円
	日 数	90 日	123 日	155 日
	人 数	11 人	13 人	14 人
福祉用具貸与	給 付 費	16,915,055 円	19,730,265 円	20,025,821 円
	人 数	129 人	149 人	156 人
特定福祉用具購入	給 付 費	756,140 円	760,352 円	717,778 円
	人 数	32 人	33 人	32 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス				
住宅改修	給 付 費	3,857,662 円	3,735,346 円	3,790,412 円
	人 数	3 人	4 人	4 人
特定施設入居者 生活介護	給 付 費	14,780,620 円	14,780,620 円	14,780,620 円
	人 数	7 人	7 人	7 人
地域密着型サービス				
認知症対応型 共同生活介護	給 付 費	63,953,081 円	69,715,627 円	76,026,318 円
	人 数	22 人	24 人	26 人
施設サービス				
介護老人福祉施設	給 付 費	173,613,106 円	176,363,746 円	185,802,483 円
	人 数	61 人	62 人	65 人
介護老人保健施設	給 付 費	165,429,268 円	169,242,810 円	179,510,868 円
	人 数	55 人	56 人	60 人
介護療養型医療施 設	給 付 費	2,874,945 円	2,874,945 円	2,874,945 円
	人 数	1 人	1 人	1 人
居宅介護支援	給 付 費	34,407,623 円	36,022,125 円	36,930,689 円
	人 数	215 人	224 人	231 人
介護給付費計（小計）→（I）		817,632,975 円	878,875,559 円	940,106,779 円

②予防給付の推計

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス				
介護予防訪問介護	給付費	3,732,614 円	5,086,632 円	826,122 円
	人数	20 人	28 人	4 人
介護予防訪問入浴 介護	給付費	0 円	0 円	0 円
	回数	0 回	0 回	0 回
	人数	0 人	0 人	0 人
介護予防訪問看護	給付費	2,010,057 円	2,506,041 円	3,027,253 円
	回数	47 回	58 回	70 回
	人数	4 人	5 人	7 人
介護予防訪問リハ ビリテーション	給付費	0 円	0 円	0 円
	回数	0 回	0 回	0 回
	人数	0 人	0 人	0 人
介護予防居宅療養 管理指導	給付費	1,049,198 円	1,448,897 円	1,917,117 円
	人数	8 人	11 人	14 人
介護予防通所介護	給付費	10,884,527 円	13,249,139 円	1,982,846 円
	人数	25 人	31 人	4 人
介護予防通所リハ ビリテーション	給付費	3,774,783 円	3,826,176 円	4,047,433 円
	人数	9 人	9 人	10 人
介護予防短期入所 生活介護	給付費	396,277 円	488,136 円	594,810 円
	日数	5 日	6 日	7 日
	人数	1 人	1 人	1 人
介護予防短期入所 療養介護	給付費	0 円	0 円	0 円
	日数	0 日	0 日	0 日
	人数	0 人	0 人	0 人
介護予防福祉用具 貸与	給付費	611,659 円	779,209 円	967,427 円
	人数	17 人	22 人	26 人
特定介護予防福祉 用具購入	給付費	207,698 円	239,625 円	265,546 円
	人数	11 人	13 人	14 人
介護予防住宅改修	給付費	258,964 円	311,244 円	355,914 円
	人数	5 人	6 人	6 人
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	0 円	0 円	0 円
	人数	0 人	0 人	0 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費	0 円	0 円	0 円
	回 数	0 回	0 回	0 回
	人 数	0 人	0 人	0 人
介護予防支援	給付費	2,925,521 円	3,588,535 円	4,293,392 円
	人 数	55 人	67 人	80 人
予防給付費計（小計）→（Ⅱ）		25,851,297 円	31,523,633 円	18,277,860 円

総給付費（合計） →（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	843,484,272 円	910,399,192 円	958,384,640 円
--------------------------	---------------	---------------	---------------

③標準給付費の推計

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定審査支払手数料を合わせた標準給付費を試算すると、下表のようになります。

■標準給付費推計

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総給付費※	843,487,000 円	910,400,000 円	958,384,000 円	2,712,271,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額	25,980,000 円	27,279,000 円	28,643,000 円	81,902,000 円
高額介護サービス費等給付額	11,168,000 円	11,727,000 円	12,313,000 円	35,208,000 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,243,000 円	2,794,000 円	3,482,000 円	8,519,000 円
算定対象審査支払手数料	798,000 円	854,000 円	910,000 円	2,562,000 円
合 計 【標準給付費】	883,676,000 円	953,054,000 円	1,003,732,000 円	2,840,462,000 円

また、標準給付費に地域支援事業費を合わせると、下表のようになります。

■標準給付費及び地域支援事業費合計見込額

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費	883,676,000 円	953,054,000 円	1,003,732,000 円	2,840,462,000 円
地域支援事業費	17,000,000 円	17,300,000 円	37,428,000 円	71,728,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,500,000 円	2,500,000 円	22,328,000 円	27,328,000 円
包括的支援事業・任意事業費	14,500,000 円	14,800,000 円	15,100,000 円	44,400,000 円
合 計	900,676,000 円	970,354,000 円	1,041,160,000 円	2,912,190,000 円

2 介護保険料基準額の設定

(1) 所得段階別の人数

第1号被保険者の介護保険料は、被保険者の負担能力に応じて設定されるため、所得段階に応じて異なります。所得段階別の人数については、平成26年度の実績を基準に、平成27年度から平成29年度までを推計しています。

第5期計画では190万円に基準を設定されていましたが、より所得に応じた利用者負担を図るため、本計画では低所得者への公費による軽減を行うとともに、9段階まで設定します。

■所得段階別被保険者の人数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準額に対する割合
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税又は生活保護受給者	363人	368人	370人	基準額 ×0.45 (29年～0.3)
	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人				
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	207人	210人	211人	基準額 ×0.75 (29年～0.50)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	195人	197人	198人	基準額 ×0.75 (29年～0.70)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)の人で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	542人	550人	553人	基準額 ×0.90
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)の人で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	643人	654人	657人	基準額 ×1.00
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	479人	485人	489人	基準額 ×1.20
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	342人	346人	348人	基準額 ×1.30
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	201人	203人	205人	基準額 ×1.50
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	129人	130人	131人	基準額 ×1.70
合 計		3,101人	3,143人	3,162人	

※「基準額に対する割合」欄の数値は、保険料軽減強化による実質負担見込み割合を示しています。

(2) 第1号被保険者保険料の算出

平成27年から平成29年にかけての第1号被保険者の1か月あたりの基準保険料は下表のようになります。

■第1号被保険者保険料の算出

項目	計算	金額
A 標準給付費		2,840,462,000円
B 地域支援事業費		71,728,000円
C 第1号被保険者負担相当額	$(A+B) \times 22.0\%$	640,681,800円
D 調整交付金※相当額	$A \times 5.0\%$	142,023,100円
E 調整交付金見込み額		164,457,000円
F 財政安定化基金拠出金見込額		0円
G 財政安定化基金償還金		0円
H 準備基金取り崩し額		0円
I 保険料必要収納額	$C+D-E+F+G-H$	618,247,900円
J 保険料予定収納率		98.0%
K 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込み人数 \times 各所得段階別保険料率	9,565人
L 保険料・年間	$I \div J \div K$	65,953円
M 保険料・月額	$L \div 12$	5,496円

※調整交付金とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって、調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

資料編

1 川辺町第6期介護保険事業計画・老人福祉計画策定委員会

■策定委員一覧

所 属・役 職	氏 名	備 考
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員長	加藤 賢	川辺町社会福祉協議会会長 歯科医師
川辺町介護保険事業計画策定 委員会副委員長	櫻井 眞茂	町議会議長
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	佐伯 和昭	町国民健康保険運営協議会会長
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	坂元 鉄也	老人福祉施設長
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	加藤 文代	居宅介護支援事業所
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	羽田 堅治	町民生児童委員協議会会長
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	佐藤 哲也	医師
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	加藤 喜久男	町連合福寿会会長
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	横田 雅子	町日赤奉仕団委員長
川辺町介護保険事業計画策定 委員会委員	加藤 和明	介護経験者

■事務局一覧

所 属・役 職	氏 名
住民課課長	山崎 国雄
住民課対策監	馬場 啓司
住民課課長補佐	長瀬 美紀江
住民課主査	松下 信也
住民課主事	加藤 千奈

2 用語解説集

用語	解説
NPO	Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。
介護報酬	介護保険におけるサービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地価や物価・人件費・離島など特殊事情を勘案し、1級地～7級地・その他の8つの地域区分が設けられている。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくり等を行うことをさす。
介護療養型医療施設	医療法に規定された、療養病床を有する病院、診療所において、その療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。 将来的に廃止し、介護老人保健施設等の施設へ転換することとなっている。
ケアプラン（居宅(介護予防)サービス計画)	要介護者(要支援者)の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望等を勘案して、利用者の日常生活全般を支援する観点から、どのようなサービスをいつどのくらい利用するかを書面にまとめたもの。原則、サービス提供を受ける前に作成される。ケアプラン作成は、介護支援専門員による解決すべき課題把握(アセスメント)、サービス担当者会議等での意見聴取、利用者・家族の同意等を経て行われ、作成後、定期的な実施状況の把握(モニタリング)等により適宜見直される。なお、ケアプランは、利用者本人が作成することも可能

用語	解説
	になっている。
ケアハウス	60歳以上（夫婦のどちらかが60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められまたは高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる人で、家族による援助を受けることが困難な人が低額な料金で利用できる施設。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	介護保険法に規定された、要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス及び施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。
権利擁護	社会福祉の分野において、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高額介護サービス費	所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。
コーディネーター	複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。
市民後見人制度	成年後見人等に就任すべき親族等がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合に、弁護士等の職業後見人以外の人が成年後見に関する知識や態度を身に付け、後見人としての役割を果たす制度。
社会的役割	高次の生活機能の評価を行うことを目的として開発された、老研式活動能力指標の3つの尺度の内の1つ。地域で社会的な役割をはたす能力をはかる指標となっている。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民主体による地域の社会福祉事業の健全な発達及び活動の活性化を図り、地域福祉を推進する民間団体。通常、「社協」と呼ばれている。
手段的自立度（IADL）	Instrumental Activity of Daily Living（手段的日常生活動作）。より広い生活空間である地域において、自立生活に必要な最低限度の日常活動であり、モノや道具を使ってする生活能力のこと。ADL（日常生活動作能力）よりIADLはより広義で、日常の動作より応用的な動作が必要な活動（バスに乗って買い物に行く、食事の支度をする、電話をかけるなど）指す。

用語	解説
シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者等の高齢者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的または軽易な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県の指定する公益法人。また、厚生労働大臣に届け出て、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業を行うことができる。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。
生活機能総合評価	手段的自立度に、知的能動性、社会的役割を加えた老研式活動能力指標（東京都老人総合研究所が作成した活動能力指標）13項目での評価結果。
第1号被保険者	65歳以上の高齢者のこと。
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
地域支援事業	市町村が実施主体となり、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。 制度改正により、新たに実施となる事業が増加している。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関。市町村から介護予防支援事業者としての指定を受け、要支援者に対する「介護予防サービス計画」（ケアプラン）の作成等のケアマネジメントを行う。また、センターでは、介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアプランの作成等）のほか、総合相談支援業務（実態把握・相談対応等）、権利擁護業務（成年後見制度の活用や高齢者虐待対応等）、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域の連携・協働体制づくり等）も行うこととされており、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置する。
地域密着型サービス	高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な市町村で提供される介護サービス。

用語	解説
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の介護専用型有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居している要介護者に、地域密着型特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をするサービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービス。
知的能動性	高次の生活機能の評価を行うことを目的として開発された、老研式活動能力指標の3つの尺度の内の1つ。余暇や創作など生活を楽しむ能力をはかる指標となっている。
特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。
日常生活圏域	介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域。
認知症	<p>「一旦正常に発達した知的機能が、後天的な脳の器質的な障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態」と定義されている。</p> <p>具体的には、記憶の低下（忘れっぽくなる、先程のことを忘れる等）、認知障害（言葉のやり取りが困難、場所の見当がつかない、手順をふむ作業が困難、お金の計算ができない、判断のミス等）、生活の支障（今までの暮らしが困難、周りの人とのトラブル等）等がある。認知症の原因の多くは、アルツハイマー病と血管性認知症であるといわれており、その他にも、レビー小体病、ピック病等の疾患がある。</p>
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う応援者。「認知症の理解」や「認知症サポーターの役割」等について60分～90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となる「オレンジリング」が交付される。
認知症対応型通所介護	居宅の要介護者であって、認知症である人が、特別養護老人

用語	解説
	ホーム、養護老人ホーム等の施設またはデイサービスセンターに通い、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。
バリアフリー	高齢者、障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。もともと住宅建設用語で登場し、段差等障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者等の社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられる。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
標準給付費	事業費総額から1割の利用者負担額等を差し引いた保険給付の対象額。 介護給付・予防給付の合計費用で、保険者の判断による独自の給付分（居宅介護サービス費等の区分支給限度基準額や福祉用具購入費等の支給限度基準額の上乗せ分、保険者の特別給付・保健福祉事業の分）等の費用は含まない。
福祉避難所	地震や豪雨、津波といった大きな災害が起こったときに、介護の必要な高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする人たちを一時受け入れてケアする施設。小学校等、通常の避難所での生活が困難な人たちのための避難所。 原則的に健常者は避難することができない。専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定することになっている。施設はバリアフリー化されていて援護が必要な人の利用に適している施設でなければならない。
民生児童委員	地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した人を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣から委嘱される。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関する

用語	解説
	<p>ることを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。</p>
<p>養護老人ホーム</p>	<p>65歳以上で、環境上の理由または経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所される施設。</p>
<p>有料老人ホーム</p>	<p>高齢者が入居し、介護や食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを受ける施設。</p>
<p>リスク</p>	<p>病気になったり、健康への被害を被ったりする危険性。</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>高齢者や障害のある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」デザインすること。</p>

川辺町第6期介護保険事業計画、老人福祉計画

発行：川辺町

編集：川辺町 住民課

住所：〒509-0393

岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

TEL:0574-53-2511

FAX:0574-53-2374

発行年月：平成27年3月
